

14.5
27



始



14
27

印刷工に関する調査
俸給生活者の調査
土地建物會社調査
工場及職工數調査

勞働調査報告

No. 17

大阪市會社調查課

14.5-27



一本
市印刷工に関する調査

保
寄贈本

大正
11.8.5
寄贈



一本市印刷工に關する調査



目次

第一章	序	一
第二章	印刷業の發達	四
一	木版業	四
二	活版業其他	六
三	新聞業	七
第三章	印刷業の現勢	九
第四章	印刷工	一四
第一節	一般統計	一四
一	工場數と職工數	一四
二	性別	一八
三	年齢別	二〇
四	原籍別	二六
五	教育別	四六
六	業務別	五三

う。かの先年東京市に於ける各新聞社製版工の争議の際の如き之れがため東京十餘の新聞社が相提携して幾日かの休刊を同盟断行したが故に二百萬の市民は恰も曠野に行き暮れた旅人の如き昏惑に悩まされ空漠たるその幾日を呪咀したとかいふではないか。

爾來各地に於て印刷工の紛糾たる労働運動が頻々として續出し本市に於ても亦印刷工中鉛版工の如き賃金値上を要求して旬餘に亘る争議を見たのであつた。

惟ふに我國の印刷業はたとへ維新以前から稍々其萌芽を生じて居つたといふも其技術進歩し狹隘なる家内工業から組織的なる工場工業となり多數の職工を備使し従て工業社會に重きをなすに至つたのは寧ろ輒近のことに屬するのである。我が大阪に於ける印刷工業も亦正に漸く手工業家内工業の殻を脱して工場工業への推移過渡時代にあるものといふべきであるが印刷工場の組織の多くは尙不秩序なる小工場組織にすぎない。そのため印刷工は割合に多くの自由を有して居る反面には組織の欠陥と不備とによる堪ふべからざる苦惱を忍ばねばならない有様である。

然るに今や言論の自由と廣告術の進歩と智識普及の必要と趣味の提供とは目立つて印刷工業改善の機運を促したのであつて殊に職工中最も頭腦があるとせられて居る印刷工の労働状態を考究することは所謂文化運動黎明運動の喧しき昨今に於て非常な必要を感ずる所である。

茲に於てか吾人は本市に於ける印刷業の趨勢と印刷工の労働事情を明かにせんがため本調査を試みた次第であつて以て斯界に於けるこれが改善と斯業發展の參考に供し得ば寔に幸甚とする所である。

さて本調査の方法は先づ本市及接續町村に於ける二十ヶ警察署の工場係に照會しその管下の印刷工場中工場法適用工場七十三を選び之を戸別に訪問して其工場臺帳と職工名簿とを標準とし大正十一年二月末現在職工事情に就て調査を進めたものである。

▽調査工場及調査職工數

調査工場數	調査職工數	
	男工	女工
東 區	六七二	七三
西 區	六九四	一五〇
南 區	八〇五	二二四
北 區	一八九	二二六
接續町村	四五五	六〇
合 計	三、八一五	七四三

而して調査の内容は印刷工場の廣さ年内製産額職工の原籍地年齢教育の程度世帯人數業務の種類賃銀労働時間休憩時間休業日福利施設運動會の回数労働組合工場委

員會等の有無についてある。その各詳細に關しては以下節を改めて順次記述することとしやう。

第二章 印刷業の發達

言ひ次ぎ語り傳へた古もこゝに文字なるものが出來更に印刷によつて書きのこし記し傳へて以て文物を後世に遺すこととなつた。そうして今日では美しい書籍も得られる。日々新聞紙を手にするこゝも出來る。月々いろいろの雜誌をよむこゝも出來居乍らにして故を温ね新を知り東より西へ西より東へと文化の流れに棹すことが出來るやうになつた。

今本市印刷工に關する調査の結果を記述するに當り先づ本市に於ける印刷業の發達の極く大略を併記して我が浪華文化と印刷との交渉淺からざる所以を推知せしむるの一助となすことは強ち無益なことでもあるまいと思ふ。

一 木版業

我が國の印刷術は他の藝術と同じやうに佛教の影響によつて進歩發達したことは著しいものである。文字は元來支那から輸入されたものであるから印刷術も亦支那から傳來したものであらう。我國最古の印刷物は寶龜元年西曆七七〇年稱徳天皇の

御世に於ける陀羅尼であつて木版に彫つたものを硬紙に刷つたものらしく思はれる之れを寶龜版といつて整版印刷の始めである。爾來陸續として佛書の印行を見た。

正平十九年堺で論語が刻刊せられた。これ我國儒書の始めである。醫書の初刊は大永の頃でこれも堺であつた。室町時代の末から戰國時代を通じて世上騒亂打續いたのであつたが刻木といふ事業はそれにも拘らず稍々盛んに行はれた。

かくて元祿寶永の頃に至り文藝の盛んなこと前古無比ともいふべき時代に際會するに及び版刻の業愈々隆盛となり上下共に書籍を印刷し之を刊行するもの實に多きに上つた。即ち當時わが大阪に於ては小説壇の西鶴劇壇の近松俳壇の蕪村國學界の契沖漢學界の中井竹山同履軒歌界の熊谷直好詩界の片山北海等何れも日本文學史上に錚々たる文豪の輩出した時なのであつて文藝を初め其他國學漢學に關する幾多の編論著作が公刊せられた。又一方享保の頃から色板を以て印刷する事が始まり寛延に入りて三度摺となり寛政に至りて彩糸摺となり安永には遂に彩色摺となり所謂江戸繪浮世繪の隆盛を見江戸大阪に於ける木版印刷は益々各板元共競争の姿で技術も大に進歩したのである。

今大阪に於ける木版印刷屋として最も歴史の古い人は小島竹次郎氏であらう。小島氏の外には中川石原野村の諸氏があつた。明治三十年代の本市の木版印刷は尙ハレンを使ふ手刷木版で皆繪畫の心得のある人によつて從事せられ引札仕入の繪ビラ

團扇繪に用ひられた。然るに木版下を描くものが多くは書家の片手間仕事であつたがため繼續せなかつたことと機械刷の泰西印刷術の目新しい評判とによつて木版の發達は誠に遅々たるものであつて寧ろ骨董視せられ年々衰退に傾いた。現に本市に於ける木版印刷業者も活版印刷業者にくらべて極めて僅少にすぎない有様であるが然し乍ら昨今ではレツナルカレンダーポスター紙製ナフキン等の實用的方面に大に發展しつゝあるを以てその前途必ずしも望なしといふべからざるものがある。

二 活版業其他

我國に於て歷史上最も印刷術の盛んであつたのは後陽成天皇の慶長二年から後光明天皇の寛永二十年迄の四十六年間であつて慶長二十年には我國の銅版活字の權輿たる大藏一覽の印行角倉本の出版等があつたが活字の製造法の未熟なるに反し木版の發達の著しきことと就中寛永七年徳川家光將軍の洋書輸入嚴禁によつて銅製活字は殆んど行はれなかつた。然るに八代將軍吉宗に至り洋書解禁の端緒が開かれ天文五年には西洋印書の輸入あり家慶將軍の嘉永二年には泰西印刷術が輸入せられた。かくて嘉永四年長崎の通詞本木昌造氏は初めて流し込み活字を造つた。これ即ち本邦に於ける鉛製活字製造の始めであつて世人以て斯界の鼻祖と敬して居る。其後明治二年活字製造業開業以來愈々斯業の基礎こゝに築かれ長崎大阪及東京に相つ

て活版製造所の創立を見たのであつた。即ち本木氏はその門人酒井三藏谷口默次先代の兩氏を大阪に派して谷口印刷所の前身たる大阪活版製造所を大手町に開かしめた。これ本市に於ける印刷所の初めである。

明治十年西南の役の後をうけ我國の新聞業が一時勃興したと同時に印刷業者も増加し殊に二十七八年の日清戦争より益々其數を加へ三十年以前までは寥々たりし本市印刷界も日に月に創業するものを増すに至つた。かくて今世紀の劈頭に於ける日露戦争はすべての日本文化の上に著しい變化と進歩とを齎したのであつて新聞紙の購讀増加印刷新機械の輸入等印刷界も亦頓に光明ある發展の氣運に向つた。

次で大正三年に入りオフセット印刷熱勃然として盛んとなり之れが研究をなすもの漸く増加し大正四年には本市に有名な市田オフセット印刷株式會社の創立を見尚各種印刷術並に印刷機械は勿論附屬用品も輸入せられ更に又主要材料たる紙及インキの自給をなし得るに至つた。

加之尙最近に於て特筆すべきは印刷教育を初めとし印刷展覽會ポスター陳列會等の諸種の新しい試みと印刷業者の海外發展とであつてこゝに今や往時の狹隘なる家内工業時代は去つて組織的工場工業への過渡期を現出したのである。

三 新聞業

明治元年の三月から四月にかけて新聞事業の勃興は雨後の筍の如く各種新聞紙簇出し其數十四種に及んだといふ。江湖新聞又は内外新聞などの有名な新聞紙は皆此の時代に發刊せられたものであつて就中内外新聞は明治元年四月十七日の創刊で此れ實に我大阪に於ける新聞紙の魁をなしたものである。

明治二年に新聞紙の條例が發布せられ明治四年の横濱毎日新聞創刊は我國に於ける日刊新聞の先驅であつた。

其後郵便電信鐵道等通信機關の設備を見るにつれ假名附新聞繪入新聞等創刊せられ西南戦争の後をうけて新聞業は各地に於ても更に一段の進歩を遂げた。

新聞紙に於て割合に成功地といはれて居る本市に於ては先づ大阪朝日新聞明治十二年大阪毎日新聞明治十四年相ついで創刊せられ二十七八年の日清戦争且三十七八年の日露戦争等により購讀者著しく増加し延びて大阪新報明治三十三年大阪時事新報明治三十八年關西日報明治三十八年大阪朝報明治四十三年大阪日々新聞明治四十四年大阪萬朝報明治四十四年大阪新日報大正五年大正日々新聞大正八年大阪毎夕新聞大正十一年等の一般新聞を初めとし日本織物新聞明治三十九年大阪金物新聞明治三十八年大阪經濟日報明治四十年其他十餘の特殊新聞も亦續々發刊せられ尙加之他市新聞社の支局を本市に置くもの十二に上りこゝに新聞事業は益々隆盛に赴き今や報通機關として將亦廣告機關として一日も欠くべからざるものとなつた。

第三章 印刷業の現勢

本市の印刷業は上述の如き因縁と沿革とを以て逐次發達の趨勢に向ひつゝある有様であつてかの歐洲大戦の後をうけ諸事業の勃興と經濟界の好調に伴ひ愈々活況に入らむとしたが大正九年經濟界の一大急變に遭遇して俄然その需要を減退し少なからざる打撃をうけた。(生産額統計参照)然し乍ら印刷物は既述の如く商工業の盛衰と離るべからざる交渉を有し且私生活上にも欠くべからざる關係をもつて居るから其打撃の度も亦他の諸事業に比し稍々趣を異にし爲めに倒産者を出さずして事済むを得たるは寔に不幸中の幸といふべきである。

之を左の諸統計によつて見るも一方同業者の年々増加すると共に他方家内工業より工場工業への推移の明かなるを窺知することが出来る。

▽工場及家内工業數累計比較表

工場及家内工業	大正九年		大正八年		大正七年		大正六年		大正五年	
	東區	一七五	一三六	一〇六	一一〇	六七	四	一		
南區	一七七	一八〇	一七四	一四一	二二七	八六	一			
北區	一一四	二〇七	一九七	一九一	八六					
接續町村	一五五	九一	一一一	一〇九	二七					
八		四	一	二	一					

合 計	六二九	六一八	五九九	五六三	三九七
-----	-----	-----	-----	-----	-----

▽工場及家内工業別累年比較表

工場 (動力を有するもの)	二一八	一七二	一二二	一二六	一一二
工場 (動力を有せざるもの)	七	八	一五	二三	一〇
家内工業	四〇四	四三八	四六二	四一四	二七五
合 計	六二九	六一八	五九九	五六三	三九七

▽生産額累年比較表 (單位圓)

生産額(印刷物)	大正九年	大正八年	大正七年	大正六年	大正五年
東 區	10,377,699	10,499,132	9,949,399	2,847,847	1,026,477
南 區	3,322,022	3,206,809	1,531,860	2,244,633	1,847,464
北 區	5,498,686	7,744,333	2,646,968	2,447,274	1,244,366
計	19,204,407	21,450,274	14,128,227	7,539,754	4,118,307
工場生産	25,777,760	26,637,755	27,833,131	26,284,555	24,331,285
家内工業生産	3,426,647	4,812,519	3,295,096	3,454,000	2,387,020
計	29,204,407	31,450,274	31,128,227	29,738,555	26,718,305

次にその経営組織の現状を見るに本市の印刷工業は前掲工場及家内工業數累年比

(備考) 前二表には接境町村の分未詳の點あるを以て之を省くこととした

較表の示すが如く今や各年毎に家内工業より工場工業への推移過渡期にあるもその大部分は尙小工場組織にして従て之れが経営も個人經營のものが最も多い。而して之を本市印刷同業組合の會員について見るに左の通りである。

▽企業組織比較表

(大正十年末現在)

株式會社	東 區	三	西 區	七	南 區	三	北 區	三	接境町村	二	計	一八
合 資 會 社	七	六	一	一	一	二	二	一	一	一	一五	
合 名 會 社	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	五	
社 團 法 人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
個 人 經 營	104	111	84	74	74	2	371	371	371	371	371	
合 計	116	124	87	82	82	5	414	414	414	414	414	

更に營業の種類については活版印刷業者その七割を占め平版印刷業者二割強活字製造業者一割といふ割合であるが本市は活版印刷よりも寧ろ平版印刷に秀ひで東京のそれよりも特に優れ實に我國に於て最も發達せりといはれて居る。日本精版印刷株式會社市田オフセット印刷株式會社藤井改進黨森川印刷所等有名である。而して此等の本市印刷物の輸出仕向地は支那を主とし最近の輸出高は量に於て四千四百十萬三千四百五十一枚額に於て三百九十六萬九千三百十圓以上に上つて居る。終りに工場工業に伴ふ機械應用の方面を見るに先きに二十七八年前本市玉造の中

田瑞穂堂の特殊調合劑を發見してローラー製法に一大革命を與へたるを初め近くは昨年五月大阪毎日新聞社に於て最新式輪轉寫真凹版機輪轉印刷機氣壓式ローラー鑄造機を米國より輸入し少なからず斯界を刺戟したると共に亦本年五月には改造の新式WE自働印刷電信機を本市中央電信局に設置せられ通信界に一時代を劃することゝなつた。

左に本市印刷業者の需用せる機械數並にその種類を掲ぐれば左の通りである

▽印刷用機械數及其種類 (新聞社を除く)

活版印刷機	一、〇九六臺
活版製造機	八二臺
平版印刷機	二七四臺
雜機	一四七臺
總計	一、五九九臺

(一) 活版印刷機	八	頁	十	頁	九六臺
ハ	三	頁	十	頁	六八臺
フ	四	頁	十	頁	六八臺
菊	六	頁	四	頁	四〇臺
カ	八	頁	六	頁	一八五臺
總計					一、五九九臺

活版製造機	八二臺	合	計	一、〇九六臺
平版印刷機	一〇臺	同	計	二二臺
菊	五二臺	同	計	六臺
ハ	五三臺	製	計	四八臺
フ	一一臺	金	計	一六臺
菊	二二臺	付	計	三臺
カ	四臺	機	計	一臺
平	七臺	同	計	三臺
版	一五臺	同	計	二七四臺
印		合	計	二七四臺
刷		計		二〇臺
機		計		七九臺

ブイキ印刷機	一臺	轉寫機	二三臺
寫真製版複寫機	八臺	製版仕上用機	二臺
寫真機	二臺	合計	一四七臺

之を要するに我が印刷界は目下尙工賃漸騰のため利用上に十二分の満足を與へ難きの遺憾ありといふも印刷用各種原料は一般に下落し來り殊に本市の如き商工業地に於ては廣告術意匠術の急速なる進歩につれ印刷味の了解と之れが利用策も進み需給相俟つて益々盛運に向ふべきは何人も疑を容れない所である。

尙こゝに附記すべきは印刷同業組合の設立であつて明治四十二年五月大阪印刷同業組合を西區立賣堀南通四丁目二番地に大阪石版印刷同盟會並びに有限責任大阪印刷購買生産組合を東區高麗橋二丁目四九番地に設け本市印刷業者の營業上の弊害を矯正し商取引の改善を講じ其の利益を増進し益々斯業の發展に努めつゝある。

第四章 印刷工

第一節 一般統計

一 工場數と職工數

本調査は工場法適用工場七十三のみに就てあるが職工數に於て全數の三分の二

即ち四千五百五十八の多數を示して居るから之を以て印刷工の全般を推察するも敢て失當であるといふべきではなからう。

▽工場數及職工數累年比較表

工場及家内工業數	大正九年	大正八年	大正七年	大正六年	大正五年
職工數	六二九	六一八	五九九	五六三	三九七
男	四、三〇一	四、二五四	三、七〇一	三、七九〇	二、九二五
女	九四五	七四八	五二七	五四六	三九二
合計	五、二四六	四、九九三	四、二二八	四、三三六	三、三一七

▽工場法適用工場數及同職工數比較表 (其一)

工場數	五十人未満	五十人以上 百人未満	百人以上 五百人未満	五百人以上	合計
職工數	四九	一一	一三	七三	一三六
男	一、一一六	六三九	一、六六九	三、四二四	六、一三九
女	一九一	一二五	三七九	六九五	二、一三〇
合計	一、三〇七	七六四	二、〇四八	四、一一九	六、二三六

▽工場法適用工場數及同職工數比較表 (其二)

工場數	五十人未満	五十人以上 百人未満	百人以上 二百人未満	二百人以上 三百人未満	三百人以上	合計
職工數	一六	三	一	一	二〇	二〇

合計	接續町村		北區		南區		西區		東區	
	職工數		職工數		職工數		職工數		職工數	
	男工	女工	男工	女工	男工	女工	男工	女工	男工	女工
1,132	47	1,085	27	5	71	3	60	16	40	418
767	13	754	148	2	157	3	189	3	27	158
823	8	815	102	1	178	2	118	1	6	96
538	3	535	178	1	126	1	1	1	1	1
565	2	563	1	1	273	1	1	1	1	1
3,815	73	3,742	60	455	805	10	150	20	73	672

之れによつて本市及接續町村に於ける印刷工場分布を見るに工場數に於ては東西兩區相等しく南區は工場數の割合に大工場多く北區は數に於ても大工場の點に於ても他區に比し優つて居る。蓋し大阪朝日毎日等の大新聞工場あるによる。而して職工數について最多きは大阪朝日新聞社であつて日本精版印刷株式會社之れに亞ぐ。次に其工場の建坪より見るに大工場は追がに市外に之を見るべく工場數は全數の七分なるにその坪數は約三割を占めて居る。而して建坪の廣さからいへば市田オフセット印刷株式會社日本精版印刷株式會社古島印刷所大阪朝日新聞社の順である。

▽工場建坪數比較表

區	建坪數				最廣
	百坪以下	百坪以上 三百坪以上	五百坪以上	千坪以上	
東區	16	4	1	1	20
西區	15	3	2	1	20
南區	5	2	1	1	10
北區	1	1	1	1	18
接續町村	1	1	1	1	5
合計	48	13	7	3	73

計	C		B													
	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5
五七			二		一	五	五	五		七		三	10		二	
四〇				二	一	一	三	三		一		一	三			二
一六〇		七	三	六	二	三	六	二	三	10	三	三	二	三	二	六
四二		一		二	四	二		四		二			二	三	二	二
1110	10	九	五	二	三	二	二	八	三	八	二	四	二	三	九	一
五二		二		一	一	一	三		五	一	一		四		四	三
148	五	六	七	五		10	四	三	三	五	五	六	八	五	三	四
七													二			
四二			一	一	二	三	三	二		一	二	一	八	三	三	一
六						二	三									
一四						一	三			一	二	一				
一													一			
六九	一	三	四	三	八	三	四	一	三	三	二	六	七	三	三	六
二〇	二	三		六	六	四	八	10	五	四	一	一	三	三	六	七
八四	七	三	四	八	三	七	五	二	八	九	九	五	七	八	四	三

計	C				工場番號	性別	年齢											
	20	19	18	17				16										
五七			二		男	一六才未滿	一六—二〇											
四〇			二		女	一六—二〇												
一六〇		七	三	八	六	六								男				
															女			
四二																男		
																	女	
1110	10	九	五	二	三	二								二		八		三
							五二		二		一	一	一		三			
148	五	六	七	五		10								四		三		三
							七											
四二			一	一	二	三								三		二		
							六						二		三			
一四						一								三				
							六九	一	三	四	三	八	三		四		一	
二〇	二	三		六	六	四								八		10		五
							八四	七	三	四	八	三	七		五		二	

(其 1) 西 區

計	A				工場番號	性別	年齢
	4	3	2	1			
六九		九	二		男	一六才未滿	一六—二〇
二〇		三			女	一六—二〇	
三〇		七	八	四	男	二一—三〇	
三〇		一	二	一	男	三一—四〇	
三〇		一	二	一	男	四一—五〇	
五		一			男	五一才以上	
二八	六	三	三		男	合計	
							八
一六	八	三	三		計	合計	

計	C					工場番號	性別	年齢										
	20	19	18	17	16													
五七			二		一	男	一六才未滿	一六—二〇										
四〇			二		女	一六—二〇												
一六〇		七	三	八	六	六								男				
															女			
四二																男		
																	女	
1110	10	九	五	二	三	二								二		八		三
							五二		二		一	一	一		三			
148	五	六	七	五		10								四		三		三
							七											
四二			一	一	二	三								三		二		
							六						二		三			
一四						一								三				
							六九	一	三	四	三	八	三		四		一	
二〇	二	三		六	六	四								八		10		五
							八四	七	三	四	八	三	七		五		二	

臺北 計 海 道	方地羽奧					計	方地東關					方 計 岐 阜 縣	
	青 森 縣	秋 田 縣	巖 手 縣	山 形 縣	福 島 縣		宮 城 縣	千 葉 縣	茨 城 縣	栃 木 縣	埼 玉 縣		群 馬 縣
二二						三						八三	七
													三
						七	二	二	二			一	九三
						二						二	二
	五		二			七	二		二	一	四	七	三
													八
	七			六	三	五						一	七三
													一
	二	五				二	四	三	一	一		二	六八
													一
	五	九		二	四	一	一	一	一	一		二	八二
						一							一
	五	九		二	四	一	一	一	一	一		二	八二
						一							一
	五	九		二	四	一	一	一	一	一		二	八二

地山東 滋 賀 縣	長 野 縣	計	方地陸北			計	方地海東			計	方地			府 縣 別
			新 潟 縣	福 井 縣	石 川 縣		富 山 縣	山 梨 縣	靜 岡 縣		愛 知 縣	三 重 縣	沖 繩 縣	
五	一	六	二	〇	四	九	六			八	〇	三	二	東 區
														女
三	一	四	五	五	七	八		一	四	三	三	三	五	西 區
														女
三	四	七	八	〇	二	四		三	三	六	三	五	二	南 區
五	一	六			六			六	四		二	一		女
〇	六	〇	二	五	三	〇	四	五	八	九	三	四	八	北 區
四	七		三	二	三			三	六		一			女
七	三	一	五	六	二	六		三	二	五	三	三	三	市
														女
六	三	一	五	六	二	六		九	五	〇	八	三	三	合
四	二	五	二	五	五	八		一	五	三	三	六	四	女
九	四	〇	九	六	四	四		一	〇	四	九	二	三	計

A									工場番號	北陸地方
9	8	7	6	5	4	3	2	1		
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男		
				三		二			富山縣	北陸地方
				一	一			三	石川縣	
									福井縣	
									新潟縣	東山地方
									長野縣	
				一					滋賀縣	
					二				岐阜縣	關東地方
									東京府	
				一	二	三	一		神奈川縣	
									群馬縣	關東地方
									埼玉縣	
									栃木縣	
									茨城縣	關東地方
									千葉縣	
									宮城縣	
				一	一			一	福島縣	關東地方
									山形縣	
									秋田縣	
									青森縣	北陸地方
									北海道	
									津輕	
									岩手	北陸地方
									山形	
									秋田	
									青森	北陸地方
									岩手	
									山形	
									秋田	北陸地方
									青森	
									岩手	
									山形	北陸地方
									秋田	
									青森	
									岩手	北陸地方
									山形	
									秋田	
									青森	北陸地方
									岩手	
									山形	
									秋田	北陸地方
									青森	
									岩手	
									山形	北陸地方
									秋田	
									青森	
									岩手	北陸地方
									山形	
									秋田	
									青森	北陸地方
									岩手	
									山形	
									秋田	北陸地方
									青森	
									岩手	
									山形	北陸地方
									秋田	
									青森	
									岩手	北陸地方
									山形	
									秋田	
									青森	北陸地方
									岩手	
									山形	
									秋田	北陸地方
									青森	
									岩手	
									山形	北陸地方
									秋田	
									青森	
									岩手	北陸地方
									山形	
									秋田	
									青森	北陸地方
									岩手	
									山形	
									秋田	北陸地方
									青森	
									岩手	
									山形	北陸地方
									秋田	
									青森	
									岩手	北陸地方
									山形	
									秋田	
									青森	北陸地方
									岩手	
									山形	
									秋田	北陸地方
									青森	
									岩手	
									山形	北陸地方
									秋田	
									青森	
									岩手	北陸地方
									山形	
									秋田	
									青森	北陸地方
									岩手	
									山形	
									秋田	北陸地方
									青森	
									岩手	
									山形	北陸地方
									秋田	
									青森	
									岩手	北陸地方
									山形	
									秋田	
									青森	北陸地方
									岩手	
									山形	
									秋田	北陸地方
									青森	
									岩手	
									山形	北陸地方
									秋田	
									青森	
									岩手	北陸地方
									山形	
									秋田	
									青森	北陸地方
									岩手	
									山形	
									秋田	北陸地方
									青森	
									岩手	
									山形	北陸地方
									秋田	
									青森	
									岩手	北陸地方
									山形	
									秋田	
									青森	北陸地方
									岩手	
									山形	
									秋田	北陸地方
									青森	
									岩手	
									山形	北陸地方
									秋田	
									青森	
									岩手	北陸地方
									山形	
									秋田	
									青森	北陸地方
									岩手	
									山形	
									秋田	北陸地方
									青森	
									岩手	
									山形	北陸地方
									秋田	
									青森	
									岩手	北陸地方
									山形	
									秋田	
									青森	北陸地方
									岩手	
									山形	
									秋田	北陸地方
									青森	
									岩手	
									山形	北陸地方
									秋田	
									青森	
									岩手	北陸地方
									山形	
									秋田	
									青森	北陸地方
									岩手	
									山形	
									秋田	北陸地方
									青森	
									岩手	
									山形	北陸地方
									秋田	
									青森	
									岩手	北陸地方
									山形	
									秋田	
									青森	北陸地方
									岩手	
									山形	
									秋田	北陸地方
									青森	
									岩手	
									山形	北陸地方
									秋田	
									青森	
									岩手	北陸地方
									山形	
									秋田	
									青森	北陸地方
									岩手	
									山形	
									秋田	北陸地方
									青森	
									岩手	
									山形	北陸地方
									秋田	
									青森	
									岩手	北陸地方
									山形	
									秋田	
									青森	北陸地方
									岩手	
									山形	
									秋田	北陸地方
									青森	
									岩手	
									山形	北陸地方
									秋田	
									青森	
									岩手	北陸地方
									山形	
									秋田	
									青森	北陸地方
									岩手	
									山形	
									秋田	北陸地方
									青森	
									岩手	
									山形	北陸地方
									秋田	
									青森	
									岩手	北陸地方
									山形	
									秋田	
									青森	北陸地方
									岩手	
									山形	
									秋田	北陸地方
									青森	
									岩手	

A 1 女男	工場番號	北陸地方	東山地方	關東地方	奧羽地方	北海道	B · A					工場番號	近畿地方	中國地方	四國地方	九州地方	東海地方
							計	5	4	3	2						
							女男	女男	女男	女男	女男						
1	富山	富山	富山	富山	富山	富山	三六	二四	二五	六五	四六	四八	府阪大				
1	石川	石川	石川	石川	石川	石川	三九	一	二九	一三	〇	四	縣庫兵				
1	福井	福井	福井	福井	福井	福井	一六	一	一	八	四	二	府都京				
1	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	二七	一三	三	〇	一	一	縣長奈				
1	長野	長野	長野	長野	長野	長野	一一	二	三	四	二	一	縣山歌和				
1	滋賀	滋賀	滋賀	滋賀	滋賀	滋賀	一九	二	一	五	一	一	縣山岡				
1	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	四〇	一	一	七	一	一	縣島廣				
1	東京	東京	東京	東京	東京	東京	一四	一	一	二	一	一	縣口山				
1	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	一八	一	二	三	一	一	縣取島				
1	群馬	群馬	群馬	群馬	群馬	群馬	一	一	一	一	一	一	縣根島				
1	埼玉	埼玉	埼玉	埼玉	埼玉	埼玉	一六	一	一	一	一	一	縣川香				
1	栃木	栃木	栃木	栃木	栃木	栃木	三五	一	二	四	一	一	縣授愛				
1	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	二六	一	一	一	一	一	縣島德				
1	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	一三	一	一	一	一	一	縣知高				
1	宮城	宮城	宮城	宮城	宮城	宮城	一一	一	一	一	一	一	縣崎長				
1	福島	福島	福島	福島	福島	福島	一六	一	一	二	一	一	縣岡福				
1	山形	山形	山形	山形	山形	山形	一	一	一	一	一	一	縣本熊				
1	秋田	秋田	秋田	秋田	秋田	秋田	一	一	一	一	一	一	縣崎宮				
1	青森	青森	青森	青森	青森	青森	一三	一	二	一	一	一	縣分大				
1	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	一三	一	二	一	一	一	縣賀佐				
1	道海北	道海北	道海北	道海北	道海北	道海北	一	一	一	一	一	一	縣島兒鹿				
1	道海北	道海北	道海北	道海北	道海北	道海北	一	一	一	一	一	一	縣繩沖				
1	道海北	道海北	道海北	道海北	道海北	道海北	二二	一	一	一	一	一	縣重三				
1	道海北	道海北	道海北	道海北	道海北	道海北	一三	一	一	一	一	一	縣知愛				
1	道海北	道海北	道海北	道海北	道海北	道海北	一三	一	一	一	一	一	縣岡靜				
1	道海北	道海北	道海北	道海北	道海北	道海北	一	一	一	一	一	一	縣梨山				
1	計合						三六	二四	二五	六五	四六	四八					

(其五)

接續町村

(乙)

(其五)

接續町村

(甲)

計	△		C					B		工場番號	北陸地方	東山地方	關東地方	東海地方	奧羽地方	北海道	東海地方
	18	17	16	15	14	13	12	11	10								
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男								
二〇					二	二					縣山富						
二三					二	一	二				縣川石						
三五		三	二	一	四		四	一	一		縣井福						
二											縣湯新						
六					三						縣野長						
四〇		二		一	三						縣賀滋						
一七					二						縣阜岐						
一七	三	二		一	三	一	一				府京東						
一											縣川奈嗣						
											縣馬群						
											縣玉埡						
											縣木栃						
											縣城茨						
五					二		二				縣葉千						
六					一						縣城宮						
											縣島福						
											縣形山						
											縣手巖						
											縣田秋						
											縣森青						
											道海北						
											道海北						
											道海北						
											道海北						
											道海北						
二六	一六	四	三	二	七	二	二	四	四		計合						

工場番號	B				
	計	5	4	3	2
	女男	女男	女男	女男	女男
富山縣	二二				
石川縣	一六				
福井縣	一五				
新潟縣	一一				
長野縣					
滋賀縣	一七				
岐阜縣	一一				
東京府	一六	二		一四	
神奈川縣	二				
群馬縣					
埼玉縣	一				
栃木縣	一				
茨城縣	一				
千葉縣	三				
宮城縣	二				
福島縣					
山形縣	一				
秋田縣	一				
青森縣	一				
北海道	二				
北陸道					
樺太					
朝鮮	一三				
計合	六〇	一七	一〇	三六	二七

五 教 育 別

印刷工の教育程度はさすがに文字を扱ふ職業だけに他の職業に比して程度の高いのを見る。各種業態を通して中等學校程度の教育をうけたる者は八厘七毛にすぎないのに印刷工は一分八厘八毛を示してゐる。又高等小學卒業程度の者も前者は二割であるが印刷工は二割一分を示し尋常小學卒業者も前者五割七分に對し印刷工は六割五分で尋常小學學校半途退學或は義務教育をうけないものといふが如きは僅かに全

數の一割二分にしか過ぎない。但し之を職工界の知識階級ともいはるゝ機械工に比しては稍遜色あるを免れない。

▽ 教 育 別 表

區	高等專門學校程度		中等學校程度		高等小學卒業		尋常小學卒業		其他		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
東區	一	一	一八一	一八	一六八	一四	四三	三三	二五	七三	六三	一五
西區	一	一	一〇一	二	一九四	三〇	四〇	三三	五五	六三	四	一五
南區	一	一	三〇	一〇	二二	一七	四九	一六	三〇	四九	八	三
北區	一	一	七	一七	三〇	七三	七九	一四	五	三六	二九	一
接續町村	三	三	一四	一七	二二	七	三〇	三	二〇	四五	六	〇
合計	三	三	一六六	二八	二二四	一〇一	一三二	一〇七	一〇五	二〇五	一四一	一五

(備考) 正式の學科を修めざるも相當の學力ありと看做さるべき者は該當欄に編入することとした。

(其) 東區

A								工場番號	男	學高等專門
8	7	6	5	4	3	2	1			
								女	程中等學校	
								男	卒高等小學	
五			一	二				女	卒尋常小學	
								男	其他	
六	二	六	五	四	〇	五	二	女	合計	
一								男		
六	九	八	〇	四	六	五	八	女		
六	三	六	七	四	二	二		男		
六				五	二			女		
五				七				男		
五	三	三	六	二	八	六	〇	女		
三	三	六	七	五	三	二		男		
六	三	四	四	一	六	三	〇	女		
六	三	四	四	一	六	三	〇	合計		

(其) 西區

C 計			
20	19	18	17
八			一
一	六	五	
八	二		
四	三	三	六
五	八		二
三	五	二	
七	一		二
六	四	二	四
五	二		六
七	五	二	六

B																A				工場番號	男	學高等專門
16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1							
																女	程中等學校					
																男	卒高等小學					
〇				一			一	三								女	卒尋常小學					
																男	其他					
三	五	五	〇	四		二	一	五	四	八	二	四	五	六	〇	女	合計					
																男						
四	三	六	〇	〇	八	六	一	八	三	三	三	六	八	七	〇	女						
五			八	四	三		二	五	一	三		六	一	二	五	男						
																女						
六	八	三	三	五	六	六	六	六	四	九	三	四	三	四	〇	男						
六			〇	五	四		二	六	三	三		七	一	二	五	女						
〇	一	三	五	〇	三	六	八	四	七	三	三	四	四	六	五	合計						

A		工場番號	計	B										A	工場番號	
2	1			10	9	8	7	6	5	4	3	2	1			
1	1	男	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	男	高等專門學校
1	1	女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	女	高等專門學校
2	1	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	男	中等學校
1	1	女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	女	中等學校
1	3	男	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	男	高等小學
1	1	女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	女	高等小學
9	8	男	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	1	男	尋常小學
2	4	女	2	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	女	尋常小學
2	1	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	男	其他
1	1	女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	女	其他
2	3	男	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	男	合計
2	4	女	2	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	女	合計
1	2	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計	計

(其四) 北區

計		工場番號	計	C B												
20	19			18	17	16	15	14	13	12	11	10	9			
1	1	男	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	男	高等專門學校
1	1	女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	女	高等專門學校
2	1	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	男	中等學校
1	1	女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	女	中等學校
1	2	男	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	男	高等小學
1	1	女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	女	高等小學
4	3	男	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	男	尋常小學
2	4	女	2	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	女	尋常小學
2	1	男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	男	其他
3	1	女	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	女	其他
6	3	男	6	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	男	合計
1	4	女	1	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	女	合計
6	2	計	6	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計	計

(其三) 南區

(と)		(へ)		(ほ)		(に)	
女	男	女	男	女	男	女	男
	部匠意		版製大		版活植		斷截製本
	版作		工組大		工字植		三 八
	チツケス				工換差		六 三
	部版製		同字植		同換差		三 三
	込張				同價物		六 一
	版原		同換差		同選文		三 五
	取型				同版解		三 三
	部刷印		同選文		同返名假		二 二
	方械機				工返名假		二 二
	工差紙	三	同版解		版鉛製		四 四
	役雜				工製印		五 五
	部研石		工造備	一	工製印		九 九
	部截斷				工織繕修		五 五
	方械機	二	工上仕		工刻影		二 二
	裝包				工付臺		四 四
	係操乾		刷印機		工付臺		元 元
	品檢				弟徒		二 二
	部房駿						三 三
八	計		計		計		計
八	三三		二二		六三		五〇

第二節 労働事情

一 雇傭關係

印刷工場に於て職工を雇入れるには大抵職長或は工場監督の手を経るを常とするも往々本人と工場主との直接交渉によつて雇入れることもある。而して職工雇入を請ふときは先づ所定の職工申込書及戸籍の證明書並に醫師の健康診断書を併せ差出すことを要し其採用に當つては各工場何れも最初三日永きは十日間之を試備することあるべしといふ。かくして雇入の決定するとも丁年以上の戸主に於て大阪市内に一戸を構ふる者一名を身元保証人とし且別に定むる所の誓約書を差出さしむるやうに定められて居る。然し實際に於ては大小工場によつて其手續上に緩嚴の程度のあることはこれを免れない。

今その手續用紙即ち本市に於ける印刷同業組合並に石版印刷同盟會所定の職工申込書並びに誓約書を掲ぐれば次のやうである。

(様式第一號)

職工申込書

原籍 住所

氏名

年 月 日生

- 一 就業希望ノ業務
- 一 履 歴
- 一 配偶者ノ有無
- 一 家族ノ關係
- 一 隨 郷 地ノ指定
- 一 紹介者ノ住所氏名

右ノ通り相違無之ニ付別紙戸籍證明書并ニ醫師ノ健康診斷書ヲ添ヘ申込候也

大正 年 月 日

右 何

某 廻

(様式第二號)

誓約書

三 收 入 紙

原籍 住所

何 年 月 日生 誰

私儀今般職工トシテ御採用相成候ニ付テハ左記ノ條項ヲ遵守スヘキコトヲ誓約致候

第一條 諸法規ヲ遵守スヘキハ勿論其ノ他ノ諸達及揚示ヲ遵守シ誠實勤勉ヲ旨トスルコト

本條違背ト認メラルルカ又ハ工場主ノ都合ニヨリ何時解雇セララルモ異議ナシ但シ此場合ニハ七日前ニ其旨豫告セララルヘキコト

第二條 已ムテ得サル事由ニ依リ萬一解雇ヲ請フトキハ必ス二週間以前ニ申出許可ヲ受クヘキコト但シ申出後病氣其他已ムテ得サル事故ノ證明ナク缺勤シタルトキハ解雇ノ申出ヲ取消シタルモノト見做ス

第三條 工場作業ノ如何ヲ顧ミス盗ニ缺勤シ怠惰不品行ニシテ業務ヲ妨ケ或ハ不穩ノ舉動ヲナシ又ハ他ニ妨害ヲ蒙ラシメタリト認メタルトキハ直チニ解雇アルモ異議ナキコト

第四條 不都合ノ行為ニ依リ工場主ニ對シ損害ヲ與シタルトキハ保證人連帶ニテ退補ナク補償ノ責任ヲ修了スルコト

右誓約ヲ證スル爲メ連署ヲ以テ本證書ヲ差入レ候也

大正 年 月 日

本人 何 之 誰 誰

何々會社宛

住所 保證人 何 之 誰 誰

如上の手續を経て愈々雇入れらるゝことゝなるのであるがその雇傭期間についてはいづれの工場も一般に之を定めて居ないやうである。

次に解雇については其條件として或は無届欠勤一ヶ月に亘るもの或は技術の見込なきもの或は命令に服従せざるもの或は風紀を紊し工場を汚すもの致唆煽動不穩の舉動あるもの等の數項をあげて居る工場もあるが實際に於ては殊に小工場に於て多く見る如くその繁忙期に増員せられた職工がその閑散期に容赦なく解雇せらるゝを常とするが故にこれから見ても其解約期間の二週間前豫告云々規定も亦有名無實といつてよい。従つて職工側にとつてもその出入頻繁であつて勤続年限は一般に短い。就中出入の甚しいのは素人でも數ヶ月間の修練を経れば容易に服務するほどの出来る文選工である。然し乍ら百名以上も雇傭せる大工場に於ては次の如くその勤続年限の可成長いものもないことはない。即ちこゝに大工場九つを選んでその最長と平均とを示して見やう。

▽勤続年限の最長と平均年數表

工場番號	最長		平均	
	男工	女工	男工	女工
い	一六年	一四年	二年	一年
ろ	二年	三年	五年	一年

之を要するに其移動は繁忙期の職工争奪によるは勿論平時に於ても賃銀の高い方へ仕事の割合樂な方へと轉々する人情的通弊の然らしむる所であつて殊に其工場に於ける賃銀の平均額以下のものに最も出入の多いことは留意を要すべきことである。然らばこの所謂辻斬的解雇に對する解雇手當を見るに之れも亦一般的の定めをなすものは少なく其定めをなすものは之を勤続年數の長短に準據して差等を設けて居る。即ちその一例を見るに勤続年數六ヶ月に對し五分一ヶ年に對し七日分一ヶ年年に對し十分二ヶ年に對し十五日分等の割合を以て定めて居る。

解雇に關連して印刷工の失業問題を見るに印刷業は所謂季節的工業に屬するからしてその繁閑の季節によつてこゝに失業者を出すことあるも本市に就職口なきときは東京其他の地方に之を見出す機のあるものなれば從來些したる失業問題を聞か

平均	一八年強	一一年弱	四年弱	二年弱
は	三〇年	一〇年	六年	三年
に	一五年	一〇年	四年	二年
ほ	一三年	一二年	三年	一年
へ	一八年	一一年	三年	二年
と	七年	四年	二年	一年
ち	二〇年	一八年	四年	三年
り	二五年	一五年	五年	三年
平均	一八年強	一一年弱	四年弱	二年弱

二 労働時間と休憩時間及休日

印刷工の労働時間は大抵十時間であつて夏期(自四月一日至十月末日)は午前七時から午後五時迄冬期(自十一月一日至三月末日)は午前八時から午後六時迄を普通として居るが其間に正午晝食のため休憩時間として三十分あるからして正味の労働時間は九時間半である。然し乍ら中には九時間とせずものもあり又三十分の食後休憩時間以外に午後三時頃に十五分間休むものもある。本調査工場六十五の中労働時間十二時間制のもの一つ十一時間制のもの二つ十時間制のもの五十三九時間制のもの五八時間制のもの四つであつて十時間制最も多く最長十二時間最短八時間となつて居る。

次に休憩時間は六十分制のもの十二五十分制のもの一四十五分制のもの一つ三十分制のもの五十一であつて最長六十分から最短三十分である。

以上の成規就業時間以外に業務の繁盛なる工場に於ては何れも夜業があつて二時間乃至四時間を普通とするも最も多忙な時期にあつては五時間以上にも渉る例外もないではない。但し女工及十五歳未満の幼年工には長時間の夜業に服せしむることなく大抵二時間を限りとし止むを得ない場合に於ても四時間以上夜業をなさしむことは其筋より嚴禁せられて居る。

こゝに附加すべきは夜業と製品との關係であつて印刷物が常に鮮明を欠き刷色一

様ならず或は印刷枚数を誤算し或は刷り損ふが如き皆晝間の執業ではなくして大抵夜間若しくは徹夜業に於て印刷したものであることは事實に於て明かである。そして此等粗悪印刷物は往々顧客の信用を損ね或は全然之を損失とする場合も多い。故に美術的印刷物又は精巧な技術を要する印刷物の如きは到底夜間の執業に於ては得らるゝものでなく従つて印刷工場に於ける夜間執業は却つて能率の減退製品の出来を招くものといふべきである。

次に一般印刷工場とやゝその趣を異にして居る新聞社の印刷工場に於ては活版部の如きは午前九時頃から午後六時頃までのものもあり又十時頃からのものもあり或は印刷部の如きは午後四時頃から同十時乃至十二時頃まで又は午後六時頃から翌曉三時頃までのものもあつて新聞紙によつては市外版の最終版の如き午前四時過まで尙操業するといふことである。従つて新聞社の印刷工場に於ける労働時間並びに休憩時間は概して極めて不規則なものであるといふべきである。

左に一般印刷工場と新聞印刷工場に於ける労働時間並びに休憩時間を掲げて見やう。

(其一) 某印刷工場 (労働時間正味九時間)

入場時間

午前七時十五分(十五分準備時間)

始業時間
終業時間
休憩時間

午前七時三十分
午後五時三十分
正午迄の間にて十五分間
正午晝食後三十分間
終業迄の間にて十五分間

(其二) 某新聞印刷工場

(1) 活版科及寫真科

(労働時間正味八時間半)

第一交替

第二交替

入場時間 午前九時三十分

午後六時

始業時間 午前九時三十分

午後六時

終業時間 午後六時

翌日午前一時三十分

休憩時間 正午晝食後三十分間

午後九時三十分より三十分間

(2) 紙型科

(労働時間正味八時間)

第一交替

第二交替

入場時間 午前十二時

午後八時三十分

始業時間 午前十二時

午後八時三十分

終業時間 午後八時三十分 翌日午前四時
休憩時間 午後四時より三十分間 午後十二時より三十分間
(3) 印刷科 (労働時間正味八時間)

第一交替

第二交替

入場時間 午後一時

午後九時三十分

始業時間 午後一時

午後九時三十分

終業時間 午後九時三十分

翌日午前五時

休憩時間 午後五時三十分間

翌日午前一時より三十分間

(4) 鑄造科及製本科

(労働時間正味八時間半)

入場時間 午前九時三十分

始業時間 午前九時三十分

終業時間 午後六時

休憩時間 正午晝食後三十分間

終りに本市印刷工場の公休日就ては或は毎月一日十五日或は第一第三の日曜或は各日曜日毎或は月に或る回数を定めて仕事の都合によつて適宜にその日割を指定するものゝ略四種に分れて居る。而して本調査工場中にて月に二回休むもの四十二三回休むもの三つ四回或は日曜毎に休むもの二十八であつて一ヶ月二回を最多とし

て居る。尙その外三大節工場所在地の氏神祭年末年始其他直系尊卑族の忌引兵役召集等には臨時休日を與へることもある。
 こゝに附記すべきことは休日にはあらざれども工場法施行規則によつて左の場合は就業を禁止せられることである。即ち

- 一 工場法施行規則第八號の規定に依る疾病に罹りたるものゝ治療に至る迄。但し同條第一項第四號第五號に掲ぐる疾病に罹れるものにして傳染豫防の處置を爲したるときは此の限りでない。
- 二 産婦は産後五週間。但し産後三週間を経過したる後醫師の意見に依り支障なしと認むる業務には之を解除せらる。

三 賃銀と所得

印刷工場に於ては其賃金支拂方法は夫日給拂であつて出来高拂の方法をとつて居るものは殆んどない。これ仕事の性質上から然らしむる所であらう。而してその支拂日は毎月一回或は二回に支給するものであつて十四日及末日支給のものが最多

50
 然し乍ら新聞社に於ける支拂方法は月給拂を普通とし中には受負拂のものもある先づ印刷工の賃銀につき最近五ヶ年間の推移の跡を尋ぬるに

(其一) 一般から見たもの

最 高	大正九年		大正八年		大正七年		大正六年		大正五年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
最 高	三、五〇	三、四〇	三、〇〇	二、二〇	二、五〇	二、一〇	二、一〇	一、五〇	一、五〇	一、八〇
最 低	二、六〇	四、五	二、二〇	四、〇	一、三〇	八〇	三、〇	二、〇	一、五	二、二
普 通	一、八〇	五、〇	一、五八	四、〇	九六	二、〇	六七	四一	七二	三三
普 通	一、二五	一、二五	一、一六	一、一六	六六	六六	四一	三三	三三	三三

(其二) 活版植字工

最 高	大正九年		大正八年		大正七年		大正六年		大正五年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
最 高	三、一五	二、一五	二、一四	一、七五	一、七五	一、六五	一、六二	一、六二	一、六二	一、六二
普 通	二、七六	一、七〇	一、七〇	一、三〇	一、三〇	一、一三	一、一八	一、一八	一、一八	一、一八
最 低	二、二五	一、三八	一、三八	一、〇四	一、〇四	八二	九八	九八	九八	九八

(其三) 本調査の結果によるもの

種 別	最高		平均		最低		平均	
	男	女	男	女	男	女	男	女
植 字 工	三、六〇	三、一四	二、七四	一、〇〇	二、五二	二、〇二	二、五二	二、〇二
文 選 工	三、五〇	二、七四	二、七四	一、〇〇	二、〇二	二、〇二	二、〇二	二、〇二

職名	最高	平均	最低	平均
機械	四、〇〇	三、二二	一、〇〇	二、二〇
印刷	四、二〇	三、七〇	一、一〇	一、一五
鋸造	三、五〇	二、八九	九〇	一、六二
仕上	三、五〇	三、〇〇	八〇	一、六四
解版	二、八〇	二、〇〇	八〇	一、三七
製版	四、〇〇	三、二九	一、〇〇	二、〇六
原版	三、五〇	三、四〇	三、〇〇	二、二五
石版	四、〇〇	四、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
平版	三、二〇	三、〇五	一、一〇	一、一〇
凸版	四、〇〇	三、四〇	一、二五	一、六三
凹版	二、五〇	二、五〇	一、四〇	一、四一
電版	二、二五	二、二五	一、一〇	一、一〇
異線	三、七〇	二、七五	一、〇〇	一、三〇
版畫	二、八〇	二、三〇	一、〇〇	一、三〇
意匠	四、二五	二、九〇	一、一五	一、七三
寫真	三、〇〇	二、九五	一、四〇	一、九〇
彫刻	三、〇〇	二、九〇	一、八〇	一、九〇
影寫	三、四〇	三、二〇	一、〇〇	一、〇五
轉工	三、〇〇	二、七八	一、一五	一、〇七
斷工	三、〇〇	二、七八	一、一五	一、〇七

職名	最高	平均	最低	平均
紙差	一、八〇	一、七〇	一、二〇	一、二〇
紙取	一、四〇	一、四〇	九〇	九〇
金付	二、五〇	二、三五	九〇	九〇
調肉	二、一五	一、九〇	一、五〇	一、七〇
乾燥	二、四〇	二、三〇	一、二〇	一、五五
研磨	二、四〇	二、三〇	一、四〇	一、五〇
製本	三、八〇	二、九七	一、一〇	一、九七
雜役	三、〇〇	一、八四	七五	一、三三

右の内最高とあるは七十三の調査工場中各業務別に於ける各々の最高賃銀であつて最高平均とは七十三ヶ工場に於ける各最高賃銀の各平均を示す最低及最低平均も亦之れに同じ

之を要するに一般印刷工の賃銀は最高額男工四圓内外女工三圓内外幼年工及徒弟見習一圓三四十錢であつて最低額男工一圓女工七十錢幼年工及徒弟見習四十錢内外である。之を五年前の賃銀に比ぶれば實に二倍半の昇騰である。

次に新聞工は一般印刷工と異り月給制度であつて本調査によれば最高九十五圓最高平均九十二圓見當最低三十圓更に少年工又は女工にあつては最低十五六圓である。以上の賃銀は一日十時間労働に於ける對價であるが業務繁忙にして早出若しくは居残夜業又は休業日出勤等を爲さしむる必要ある時は各工場何れも其時間に應じて割増を支給することはいふまでもない。

大正九年					大正十一年				
五	六	七	八	九	三	二	一	十	九
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
乙 工場									
男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
一、五六	一、三九	一、五二	一、四八	一、四一	二、二五	二、二五	二、二五	二、一六	一、九五
女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
一、八〇	一、〇一	七、八	八、〇	六、四	九、〇	九、一	一、〇二	一、〇二	九、五
男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
一、六一	一、四四	一、五八	一、五五	一、四九	二、二五	二、二五	二、二五	二、一五	二、一〇
女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
一、八二	一、〇五	八、一	八、三	七、一	一、二七	一、二七	一、二七	一、〇〇	一、〇〇

終りに労働の對價たる常備賃銀と賃銀及其れ以外の雑收入を含める所得との關係の一端を示すため二大代表的某印刷工場につきその職工の平均常備賃金と平均所得との月別比較を附記して見やう。

大正九年					大正十年				
四	三	二	一	十	四	三	二	一	十
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
甲 工場									
男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
一、九六	一、九六	一、九六	一、九六	一、九八	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇五	一、九五
女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
九、四	九、四	九、四	九、四	九、五	九、五	九、〇	九、〇	九、〇	九、五
男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
二、六六	二、四三	二、三〇	二、四五	二、二五	二、二五	二、二五	二、二五	二、二〇	二、一五
女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
一、二二	一、一五	一、一〇	一、一〇	一、〇八	一、〇五	一、〇五	一、〇五	一、〇〇	一、〇〇

大正十年		大正十一年	
月	年	月	年
十月	一、五七	十月	二、三三
十一月	一、五四	十一月	二、三三
十二月	一、五八	十二月	二、六一
一月	一、六九	一月	二、四八
二月	一、六一	二月	二、四八
三月	一、六二	三月	二、八五
四月	一、六三	四月	二、八九
五月	一、四七	五月	一、二二
六月	一、七六	六月	一、三三
七月	二、四七	七月	一、二二
八月	二、四五	八月	一、三三
九月	二、三二	九月	二、五九
十月	二、三三	十月	二、四〇
十一月	二、六一	十一月	二、四〇
十二月	二、四八	十二月	二、七〇
一月	二、四八	一月	三、二六
二月	二、八五	二月	三、二六
三月	二、三九	三月	二、五七
		四月	三、一五
		五月	二、四九
		六月	一、二七
		七月	一、二七
		八月	一、二八
		九月	一、二七
		十月	一、四〇
		十一月	一、一九
		十二月	一、五〇
		一月	一、七八
		二月	一、三七
		三月	一、二〇
		四月	一、一七

四 貯 金 制

近時いづれの工場に於ても身元保證の目的と共に勤儉貯蓄奨励の趣旨を以て貯金の制が設けられるやうになつた。印刷工場に於ける貯金の制度に就ては同業組合は職工をして毎月其賃銀の内から二十分の一に相當する金額を貯金せしむべき旨を規定し各工場をして賃金支拂の際該相當金額を控除して積立をなさしめ職工の名義を以て工場主の印鑑にて郵便貯金に預入れ之を工場主保管の責に任ずるものとして居る。而してその拂戻は職工が一ヶ月以上に涉り歸郷するとき婚禮又は葬儀を行ふ費用に充つるとき生命保険料拂込に充つるとき負傷又は疾病に罹り二週間以上療養するに至りたるるとき死亡又は解雇せられたるとき但し死亡の場合は工場法施行令第十條第十一條第十二條の遺族に拂渡すものとす地方長官の命令を以て定めたるときに限り之をなすことを得として居る。

右の郵便貯金制の外に工場貯金の制を設けて居るものもあつて或は毎月給料の割或は毎月賃金支拂日に一日分位の日給額を貯蓄せしめ工場に於て之を保管し本人から事情を具申した場合に之を拂戻すこととして居るのである。

然し乍ら此等貯金制は却つて職工をして其貯金額の相當に蓄つた時分に往々その貯金欲しさに退場を工場主に迫るの弊を生ずるに至つた。

因に府下印刷工場の貯金額は左の多き上つて居る。

郵便貯金	五一、五三〇、六六
銀行貯金	五、四一五、八八
工場貯金	二、六六三、八二
合計	五九、六一〇、三六

五 福利施設

(A) 寄宿舎設備

本市の印刷工は大抵通勤するを普通として居る。従つて特に寄宿舎又は合宿所と稱すべき建物を有するものは殆んどないといつてもよい。僅かに一つあるも二階建一棟建坪二十坪收容人員二十一人といふ小寄宿舎にすぎない。其他はたゞ工場主の家の一部或は工場の一部又は普通の人家を之れに宛てゝこゝに寄宿又は寄留せしめて居るにすぎない。しかしこうしたものを算入すれば其の數十、收容人員男工五十一人女工二十九人合計六十人を數へることが出来る。

(B) 娛樂施設

本市印刷工場中特に娛樂施設を有せるものは殆んどないがその慰安方法として近時大抵の工場に於ては或は春秋二期の運動會を催し或は稻荷祭氏神祭等の日を選んで諸種の慰安的催しをなし或は特に待ち設けざる休日と興へて業務の傍ら娛樂を得

せしむる方法を講ずるやうになつて來た。之を今回の調査に見るに調査工場七十三の中運動會を年に二回催すもの三十五一回のもの二十六稻荷祭其他氏神祭等によるもの五を算ふべく特筆すべきは月々の觀劇會と精神講話の催しであつた。

(C) 保健と扶助

印刷工の健康の優れないこと顔色の一般に蒼いことは印刷工各自の間にもよく知れて居る所であつて殊に普通の家を工場にし晝さへ暗くて電氣をつけて居るやうな家内工業的小工場に於ては工場内の換氣法悪しく採光も不完全であり鉛塵は室内に充満し衛生設備の宜しからざるものが甚だ多い。これがため呼吸器病脚氣病眼病等になやむものが決して少なくない。米國の印刷工のよく云ふ所であるが初めて這入つて來たものはすぐ咽喉を害して三十三にならぬ中に倒れて了ふが四十歳を越せば早や大丈夫である。これたゞの經驗の上からいふことであるけれども實に我國否本市に於てもその統計上の表示と合つて居ることは特に留意を要する所であつて若き印刷工の犠牲者は實に多いのである。

今之れを左の統計に見るも思ひ半にすぎるものあるであらう。

▽疾病及負傷統計表

疾病及負傷別	通		勤		寄		宿	
	十五歳未満	一五―二〇	二十歳以上	計	十五歳未満	一五―二〇	二十歳以上	計
	負傷	火傷	負傷	火傷	負傷	火傷	負傷	火傷
合計	二	一	一	一	一	一	一	一
其他	二	一	一	一	一	一	一	一
男女別	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女

既に本市印刷工の健康状態が前掲疾病統計の示すが如く気管支加答兒及其他の呼吸器疾患のため犯されて居る者罹病男工数の一割六分女工の二割八分を占むとすれば之が救済に對し特に留意を要求するものであつて(一)工場内の衛生的施設(二)印刷工各自の衛生上の注意(三)禁酒(四)定時間外夜業禁止(三)工場衛生委員(四)印刷工の生活状態改善等につき尙一層の考究を望む次第である。然るに慄くべし本市印刷工場中特に工場内衛生に關し特別に規定せるもの左の唯一つあるのみ。今之を左に掲げてその参考以供することとしやう。

- 一 工具にして左記の疾病に罹れる者は就職することを得ず
精神病 癩病 肺結核 喉頭結核 丹毒 再障 熱麻疹 流行性腦脊髄膜炎 急性熱性病

二 工具にして左記の疾病に罹れる者は醫師の診断に依り就業の許可を受けたる者の外就業することを得ず
癩毒 疥癬 其他傳染性皮膚病 膿漏性結膜炎 トラホーム 其他傳染性眼病 肋膜炎 心臟病 脚氣 關節炎 髓鞘炎 急性泌尿生殖器病 一般疾病にして就業の爲め疾病増悪の虞あるもの

三 工具の衛生上注意すべき件
着衣履物辨當その他入場の際携帯し來りたる諸物品は必ず指定の場所に置くこと
痰唾は必ず痰壺内に吐くこと
工場内使用水は常に疏通を善くし洗面所等は特に清潔を主とすること
下水溜則又は塵捨場等は能く掃除し不潔の物を滿積し又はその近傍を汚さるること
夏季又は傳染病流行の虞あるとき其他必要の場合には一定の場所に湯茶を備ふるを以て生水を飲用せざること
入浴を怠らず頭面手足を洗ひ爪を剪り總て身体の各部を清潔に保つこと
茶碗箸手拭等は各自の専用をなすこと他人と貸借し又は混用せざること
四 工具にして就業中又は工場及附屬建物内に於て負傷し又は疾病に罹りたる時は直ちに各課主任若しくは工場監督に届出すること

次に扶助についてはいづれの工場も工場法第十五條及工場法施行令第五條以下の規定に従ふものであつて其外特別規定の設けはない。

(D) 共済組合

職工相互の共済組合の仕組は印刷工場には未だ普く行はれて居らないやうであるが往々見るべきものもなしとせない。これを本調査につき見るに七十三の中該組合又は規約を有して居るもの二十五を數ふべく即ち三分の一は之を定めて居る。尤もその共済會々則又は共済組合同規約に就きては各工場によつて多少その趣を異にするもその目的とする所はすべて協同一致相互親睦慶吊共済に在る。

今その内容に於て最も類似多きものを打つて一九とし之を示せば次のやうである

一 離金は日給の百分の二十を以て掛替となすこと

一 贈與を受くべき事項及び金額につきては左の通り定められて居る

- 1 會員死亡の場合 金五拾圓
- 會員の一等親及配偶者死亡の場合 金參拾圓
- 2 會員の結婚(離婚に依る再婚を除く)の場合 金貳拾圓
- 會員の初産の場合 金拾圓
- 3 會員の入營の場合 金五圓
- 會員の出征の場合 金拾圓
- 會員の復習召集の場合 七日以上に及ぶときは七日以後の日數に對し日給の半額

- 4 會員の水火災に罹りたる場合は其事情の輕重に依り貳拾五圓以内
- 5 會員の病氣(三週間以上)の場合 金拾圓
- 6 會員の負傷の場合 其程度に依る

(E) 表彰

印刷工の出入頻繁にして一般にその勤績年限の短いことは實に彼等の通弊であつてこれ各工場主の最も苦しむ所である。さればいづれの工場に於ても精勤者には六ヶ月若しくは一ヶ年の終りに於て相當の賞與を給してこれが精勤と勤績との獎勵に努めて居る。本市某印刷工場に於ける精勤者の賞與金給與規定によれば一ヶ月の内上半月或は下半月皆勤者には賃金額の一日分六ヶ月皆勤者には賃金額の三日分一ヶ年皆勤者には五日分を與ふることを定めて居る。尙工員特別待遇規定を設け素行端正業務勉勵勤績年限五年に及ぶ者を表彰し特別賞金を與へ待遇工員たるの恩典に浴せしめて居る所である。

本市印刷同業組合に於ても本市印刷業者の店員及び工手の勤績者精勤者善行者に對し之れが表彰規定を設け與ふるに金章銀章銅章を以てし大正元年以降回を重ねること七回表彰さるゝ者六百七十七人に上つて居るといふ。

第三節 印刷教育

印刷工は業務の性質上文字と相親しむべきものであるからして他の諸工業に従事するものに比ぶれば教育のあるもの稍々多いことは一般に認むる所であつて前掲印刷工の教育程度別統計表に見るも明かである。

然し乍ら工場に於て或は特別の設備を以て直接職工に教育を授くるものは殆んど稀である。所謂徒弟教育なるものも未だ十分には行はれて居らない。たゞいづれの工場に於ても幼年工に夜間通學の便を與へることは割合認められて來たやうである。

印刷に關する専門的教育機關としては東京美術學校製版科東京高等工業學校附屬夜學校があり本市に於ては大正二年大阪府立職工學校内に印刷科が設置せられ現今は府立今宮職工學校に之を置き年々技術者を斯界に送遣して居る。而して同校印刷科は主に石版亞鉛平版アルミニウム版コロタイプ亞鉛凸版網目版三色版寫眞彫刻等の最新製版術及印刷術の學理と實地とを教ふるものであつて三年制の本科と二年制の高等科を設け前者の入學資格は年齢滿十二才以上で尋常小學校卒業者とし後者は本科卒業後直ちでも又一度社會に出た後再び入學する事も得ることとして居る。因に同校印刷科の教授科目並に時間數は次のやうである。

其一本科

印刷科		第一學年		第二學年	
科目	時間數	科目	時間數	科目	時間數
修身	1	修身	1	實踐道德ノ要領、工業者ノ心得	1
國語	1	國語	1	講讀、作文、習字	1
算術	2	代數	2	代數學	2
代數	2	幾何	2	平面幾何學	2
化學	2	物理	2	重學、熱學、音學、光學、電氣、磁氣	2
英語	3	英語	3	譯讀、作文、會話、習字	3
圖畫	4	材料	1	印刷用諸材料	1
材料	4	平版印刷術	1	金屬製版法及平版印刷法	1
平版印刷術	1	案	1	水彩畫、印刷文字印刷圖案	1
體操	2	案	1	普通體操	2
實習	2	習	2	兵式體操	2
計	20	計	20	寫眞、網目版金屬凸版、三色版、コロタイプ	2

印刷科						學科目	第一學年
修身	國語	幾何	三角	英語	法製經濟		
一	二	二	三	一	一	實踐道徳ノ要領、工業者ノ心得 講讀、作文、習字 立体幾何學大意 平面三角法大意 譯讀、作文、會話 法制、經濟一般 線凸版法、網目版法、 寫真凹版法、天然色印刷法	
一	二	二	三	一	一		
一	二	二	三	一	一		
印刷科						學科目	第三學年
活版印刷術	印刷諸機械	圖案	體操	實習	計		
二	一	四	二	二	〇	活字、植字、印刷法 活版、平版凹版及特種印刷機械 印刷圖案 普通體操 兵式體操 寫真平版多色製版オフセット二色 版三色版	
二	一	四	二	二	〇		
二	一	四	二	二	〇		

其二 高等科

印刷科						學科目	第一學年
修身	國語	代數	幾何	英語	工業地理		
一	二	二	二	一	一	實踐道徳ノ要領、工業者ノ心得 講讀、作文 代數、幾何、三角法 譯讀、作文、文法、會話 工業地理 普通體操 兵式體操	
一	二	二	二	一	一		
一	二	二	二	一	一		
印刷科						學科目	第一學年
寫真應用	印刷術	色彩學	製紙學	圖案	實習		
二	二	二	一	四	〇	寫真凹版、コロナオンイマルシヨ 色彩學一設 製紙術 圖案實習 印刷實習	
二	二	二	一	四	〇		
二	二	二	一	四	〇		

印刷科						學科目	第二學年
修身	國語	數學	英語	地歴	機械學		
一	二	二	一	二	二	實踐道徳ノ要領、工業者ノ心得 講讀、作文 解析幾何數積分大意 譯讀、作文、文法、會話 萬國歷史 普通體操 兵式體操 機械學一般	
一	二	二	一	二	二		
一	二	二	一	二	二		
印刷科						學科目	第二學年
寫真化學	印刷歷史	製紙術	圖案實習	工業簿記、工場監理、衛生等	印刷實習		
一	一	一	一	一	一	寫真化學 印刷歷史 製紙術 圖案實習 工業簿記、工場監理、衛生等 印刷實習	
一	一	一	一	一	一		
一	一	一	一	一	一		

同校卒業生は第一回六名第二回八名第三回六名第四回十名第五回十名を出し其需要は寫真版工に最多く賃銀は初給平均一圓五十錢を得るといふ。本市に在つては市田オフセット株式會社に勤務して居るものが多いやうである。

此外四ヶ月卒業の夜學實習科があつて卒業生を出すこと既に二十五回に上つて居る。

尙印刷教育と相並んで印刷智識の普及のため多大の貢献をなしたものは斯界に於ける諸種の試みであつて本市に在つては大正三年五月大阪博物館に於ける日本印刷界社主催の印刷展覽會を初め引續いて印刷講演大會の開會大正七年六月の印刷業者

一行の亞米利加視察大正十年五月朝日新聞社主催のポスター陳列會大正十一年三月印刷同業組合主催の印刷文化展覽會等皆斯業の發展に資する所偉大なることも印刷宣傳の何よりの企であつた。

第四節 労働組合と労働運動

職業の性質上我國に於ても印刷工の労働運動は可成り古いものであつて或る意味に於て我國の労働運動に先鞭をつけたとも言へる秀英舎の活版印刷工同志會明治二十三年を初め深川印刷會社の活版工同志懇話會三十一年活版工組合三十二年日本印刷工組合信友會の前身たる歐文會等があつてその源は即ち遠く明治二十二三年の昔に遡らねばならない。然し純労働者の自主的な組合として多少社會上に顯はれる様になつたのは歐文會創立以後であらう。

本市に於ては右の活版工組合大阪支部が三十二年に設けられその機關雜誌三十分を出して居たが三十三年一月頃から次第に衰運に向ひ脱會する者相つぎ五月には遂に組合規約停止のやむなきに至つた。之れ本市に於ける印刷工組合運動の最古のものであらう。

大正八年八月二十一日大阪市内印刷同業組合員四百餘軒の従業員約五千人を會員とし自助的精神涵養の目的を以て印刷業青年團創立委員會が開かれたが組合運動と

しては大正九年一月大阪印刷工革新同志會が組織せらるゝまで特に見るべきものになかつた。

大阪印刷工革新同志會は大正九年一月四日の創立で事務所を西區阿波座上通三丁目に設け本市に於ける文選工植字工活版工石版工鉛版工製本工等を會員とし理事制度を以て組織せられた。

次で同十一月十五日の理事會及同二十一日の大會に於て京阪神間の印刷工提携を主唱して關西印刷工同盟を組織し賀川豊彦氏を以て會長とし本部を西區阿波座三丁目に設置することゝなつた。

それと同時に大阪印刷工革新同志會は其名稱を大阪印刷工組合と改め次で大正十年十一月秋期大會の決議に基いて日本労働總同盟に加盟することゝなつた。

左にその要項を掲げやう。

創立 大正九年一月四日

事務所 西區江戸堀北通二丁目九番地

宣言 我等印刷工は文明の創始者である。故に我等は文化の指導と擁護の爲めに先づ自らを救は

ねばならぬ。然るに我等は今日猶その生活賃銀すら得る能はず労働時間は長く疾病率高く印刷

工の壽命は我國労働者の中に於ても最も短かきものとせられて居る。故に我等は團結して今日

の不正不義と戦はねばならぬ。印刷工を團結せよ。然して汝の光明の爲めに戦へ!!

綱領

一我等は労働組合の確立に依る新社会の建設を期す
 二我等は労働条件の改善と労働者の向上を期す
 三我等は會員相互の親睦と徳性の涵養技術の進歩と議見の開發を期す

政綱 一 労働組合の確立

二 八時間労働

三 生活賃銀の設定

四 一週一日の休日

五 集合契約の確立

會員數 約七百名

機關 理事制度 委員制度

會計 會費 三十錢

事業 會員相互の共済 一切の紛議に關する調停 機關雜誌發行 職業紹介 講演會 印刷所

機關雜誌 印刷工新聞 毎月一回

又最近新聞工は本年三月六日午後六時より中央公會堂に於て其發會式を擧げ遂に新聞工組合が生れた。會するもの各社新聞工七八十名機關誌兄弟を發刊したといふ。因に左にその宣傳ビラを附記して見やう。

現在大阪に於て總ての労働者は自分自身の力に依つて今日の悲惨なる賃銀奴隷の境遇より救はれねばならぬとの覺醒の下に團結の武器を以て凡らゆる壓迫と迫害を忍びつゝ、勇敢に戦つて

居る。然るに労働者階級中智的労働者として文化の魁として自他共に任じつゝ、ある我が新聞工が今日迄何等の團体的組織の無かつた事は確に我等の一大恥辱である。故に一刻も早く團結して賃銀奴隷解放のために勇敢に戦はん

次に本市印刷工の労働運動を略述しやう。

かの大正八年は實に我國労働運動史上に一つのエポックメイキングの年であつて關西殊に本市に勃發した労働運動こそは其性質に於て其形式に於て幾多の特色を有して居ることは事實の證明する所である。然し印刷工の労働運動についてはかの東都に起つた如き刮目に價すべきものは殆んどなかつた。而して本市印刷工労働運動の導火線は東京方面の波及によるといつてもよい。即ち大正八年八月一日から始まつた東京各新聞活版工の盟休の結果活版工補充のため關西方面に活版工の爭奪戦を演出した。そののみならず東京方面に於ける諸所の印刷工の罷業益々此傾向を強め本市印刷工の多數が東京方面へ奪はれた事實がある。従つて職工の欠乏は賃上問題を生じ京阪神の印刷工の動搖漸く激しくなるに至つた。

これよりさき七月末頃から大阪全市の印刷工場活版工は印刷活版職工革新同志會を組織して工場主に對し賃銀三割値上其他を要求すべしと傳へられたが八月一日二日に涉り各職工の自宅を戸別に訪問して加盟連判を勧誘してゐたに係らず充分に内容を現はさなかつた。

かくて八月十三日に至つて谷口印刷所に於て愈々その序幕は切り落された。

大正八年八月十三日北區堂島裏町三丁目谷口印刷所職工約百五十餘名は賃銀値上を要求したるに十五日に至つて機械部職工には各一人一日十錢宛印刷部職工にも相當の値上を承認し時機を待つて更に待遇を改善する旨發表して解決した。

大正九年十一月二十一日に至りさきの印刷活版職工革新同志會はその團結を固め更に名を印刷工組合と改稱し廣く京阪神間の印刷工組合聯合を企畫してこゝに關西印刷工同盟を組織し愈々労働運動着手の陣容を整へた。

大正十年八月六日大阪印刷組合の内書籍印刷に従事する鉛版職工は各工場に要求書を提出することを議し南區松屋町法令館西區阿波座中通井下印刷所南區鹽町四丁目仁野印刷所西區新町北通一丁目小澤印刷所東區博勞町一丁目宮野印刷所西區阿波座裏町山田印刷所南區難波芦原町吉田印刷所の七工場に對しては印刷せる要求書を外八工場に對しては口頭を以て各左記要求書を提出し九日午前十時を期して回答を迫つた。

- 一 毎日曜を休日とせられたきこと
- 一 三大節及神武天皇祭を休日とせられたきこと
- 一 右日曜祭日出勤の際は日給倍額を支給せられたきこと
- 一 従來の給料を値上標準三圓二十錢の範圍にて値上せられたきこと

而して各工場二名宛の代表委員を選び單獨行爲に出ぬことを申合せた。一方各工場主側は直に西區立賣堀南通の印刷同業組合事務所に集合議の結果右要求の中最後の一箇條を除くの外は全部一樣に要求を容れることに決定し九日此旨各委員に回答したが職工側は全部容れられざれば承知せずと遂に十日以來同盟罷業を繼續し十四日松山高橋兩理事は賀川豊彦氏に面會打合せ所あり十六日夜雇主職工各代表者は大阪印刷同業組合事務所に會見し同業組合長より此際無條件にて要求書を撤回し各工場で穩便に解決してはと勸めたが職工側は之を拒絶した。然るに十七日朝に至り井下印刷所では要求全部を容れ法令館亦承諾の意嚮を漏したので職工の復業を見雇主側の歩調が紊れた。十七日夜再び大阪印刷同業組合に於て同組合長同理事談合の結果要求書中第一第二及第三項は全部雇主側に於て容れ第四項賃銀値上に就いては各工場主任意の程度に於て引上ぐることに決定した。その後井下印刷所は一割法令館は即時任意昇給の意嚮を漏した爲め他工場主も亦之に倣ひ十九日から職工全部復職することとなりなつて旬餘に亘る争議も無事解決した。

同十月十二日上福島中二丁目の三誠舎外二三工場に於ける印刷工は時間短縮と賃銀値上とを要求した。之れに對し工場主は遂に執業時間表を變更し従來の十時間労働に對する對價を以て今後八時間労働に對する對價とすることとなり約一週間にして無事解決を告げた。

右の如く本市印刷工の労働争議はいづれも賃金値上に起因するものであるが或は他地方に見るが如く或は他の工業労働者に於けるが如く大事に至らずして解決を告げ得たのは幸といふべきである。

然し乍らこれ一面より見れば印刷工は他の筋肉労働者と共に其趣を異にし業務の性質上一般に事理に通じ物判りの早きことによると雖も又その反面に於て印刷工相互の間に未だ尙その團結力の十分強固ならざるによるためではあるまいか。

第五章 結 語

以上数章に於て記述したる所は未だ素よりその調査の結果解剖精細を極めたるものにあらず或は杜撰の譏さへ免れ得ないといふも之を以て本市印刷業の趨勢と印刷工の労働事情につきその概要を窺知し得たことと思ふ。

之れに由つて觀れば我國に始めて印刷術の傳來したのは約五十年前であつて英國に後るゝこと三百九十年米國に後るゝこと百五十年といふハンチキヤツプをもつて居る日本としてはその浅い歴史の割によく進歩したものと云ふべく且その諸多の方面に於ける印刷物の需要日に月に増加して止まずその企業組織亦到底現状を維持すること能はざるの現勢である。然るにその秋に當つて獨り之れに従業せる印刷工の労働事情改善の歩武遅々として未だ他種工業労働者のそれに及ばざること遠きの感

あるは何故であらう。これ思ふに一面工場主の経営上或は施設上に尙幾多改革の餘地を存するためによるといふも亦一面印刷工自らもその覺醒と自重の足らざるものあるに因ること少しとせない。即ちかの居常文字に親しみ千萬の理屈に接するよりして却つて技術よりも小理論に走り或はその移動の頻繁不相應の浪費着倒れ飲酒等の通弊は實にこれ等の結果を自ら招いたものではあるまいか。

こゝに吾人は本調査の結果に顧み一方に於て印刷工が此際十分の自覺と自重とを以て協同和親し技術の向上に努むるともに他方に於て工場主がその工場組織並に其他諸施設の完備に留意し勞資相提携して労働功程の増加と福祉の増進を計り益々斯業の發展に考慮せむことを本市文化のため切望して已まない次第である。

目次

一 序 説	一
二 傳給生活者の經濟上の地位	三
三 學歷別に依る傳給と業務との關係(商業會社)	七
四 學歷別に依る傳給と業務との關係(工業會社)	一五
五 學歷別に依る傳給と年齢との關係	二
六 結 語	二九

俸給生活者調査

一序 説

本調査は昨大正十年十一月市内の各銀行會社に就きその行員並に社員二七五一人を調査したものである。俸給生活者と銘を打つ以上は官公吏を初め其他各種のサラリイマン階級に亘らなければならぬことは勿論であるが此の調査に於ては所謂實業界に籍を置く人々に止め其他の人々に就ては之を他日の機會に譲ることにした次第である。又俸給とあるもその本体のみの調査にして手當賞與金等に至つては正確なる數字を知ること甚だ困難なるを以て之を省畧する。乞ふ之を諒せられよ。

惟ふに勞働問題は今日江湖に盛んに論議せられ現時社會の流行語たるの觀がある。乍併現在に於ては勞働階級の完全なる自覺といふ域には未だ前途遼遠といふべく將來に於ては兎に角少くとも現在に於ては完全なる人格主義を以て臨むことは甚だ困難であるかも知れない。

然し十九世紀以來の勞働階級の勢力消長の歴史を仔細に研究する時勞働者を統轄する中心人物がありその人物が勞働階級に同情を寄せ節制的の規律ある運動をなさしめたることを發見する。而してその人物の存するにより運動そのものゝ勢力もよ

く大を成したのである。然らばその中心人物は何人であるかといへば即ち有識無産階級そのものに外ならない。故に有識無産階級の嚮背は労働運動の将来に重大なる交渉を有して居る。彼等が資本家階級の與黨たる境遇に甘んじて居る間は無難であるがそれが労働階級に同情を寄せ或は労働階級と同一心理を抱くやうになれば由々敷問題となるであらう。即ち彼等は從來資本家階級より比較的優遇されてこれに左袒して居たけれども物價の昂騰その他の原因により漸次生活難の苦患を舐めさせられると勢ひ同病相憐んで同情を労働階級に寄せてくるのは必然の數である。我國に於ては從來著しき經濟變動の無かりしため彼等はさほど生活不安を感せず生活難の叫びも高くはなかつた。従つて資本家謳歌の時代であつた。然るに富の集中が盛んとなり一國の富は次第に少數者の手に集まるに至り無産階級殊に有識無産階級の生活困難を著しくしたのである。茲に於てか彼等は必然的に階級的意識に目醒め少數者の横暴と労働階級の悲惨なる境遇とを目撃して茲に自家擁護の必要より翕然同情を弱者たる労働階級に寄せるに至つたのである。而して有識無産階級は殆どその全部が俸給生活者より成つて居る。有識無産階級は一國中等社會の核心である。最後に中等社會は一國々民の中堅である以上有識無産階級の嚮背は決して輕々視するを許さない。従つて俸給生活者問題も亦實に識者の研究を要すべき刻下の重要問題の一である。此意味に於て本調査亦意義なしとせざるべく唯不備の點は大方諸賢の

叱正を仰ぐ次第である。

二 俸給生活者の經濟上の地位

欲望の塊たる人類が物質慾知識慾等の充足を得んとして孜孜舍む時なく然もこの欲望が人智の發達と共に急激となり從來多年の因襲の下に當然の運命として諦め敢て怪まざりし卑屈の境遇を自覺し奴隸拘束の状態より脱出して自由解放の天地に生息し人類としての均等の機會を享受せんとするに至るは文化の進歩發展上自然の成行にして甚だ欣ぶべき傾向である。

近時我國に於ても或は普通選舉運動となり或は労働組合運動となり或は婦人解放の叫びとなり或は思想言論自由の要求となりて現れ來り今後益々その勢力の増大を期待せられて居る。之等の運動要求は人類文化の發展上孰れも必然的の欲求なりとは謂へその根柢に横はる最も緊要且焦眉の問題は生活問題である。されば世人の生活問題に對する意嚮は極めて眞面目にして之が解決の如何は國民思想に重大なる影響を及ぼすべく一度その解決策を誤まらば實にその弊の奈邊に及ぶべきか豫め逆略すべからざるものがある。

凡そ生活難の現象の起り爲めに困難を感ずるものは労働者階級に多く生活難を緩和すること即ち労働者階級を救済する所以なりと認められて來た。然るに吾國現下

の情勢を見るに労働者階級に属するものは必ずしも生活上に大なる苦痛を感せずして寧ろ彼等に比較して社會上の地位に於て上級に属すと目せらるゝ俸給生活者こそ今日生活の維持に最も大なる困難を覺ゆつゝあることは疑なき事實である。俸給生活者が近年の社會的變動に依り生活難に陥り其の困難の程度に於て労働者階級に比し甚だしき状態にあるに就いては種々の原因の存するのである。

即ち労働者にはその生活に一定の様式なきを以て収入の多寡若しくは増減に應じて自由に生活状態を伸縮することに依て生活難に對抗することを得るも俸給生活者に於てはかゝる生活の伸縮は不可能にして若し物價昂騰しその収入に對して生活上の絶對必要費の膨脹を來した場合に於ても猶相當の住居に入り門戸を張らなければならぬ四季折々の和洋兩式の禮服通常服を蓄へなければならぬ。亦自己の子女に對しては相當の教育を施さなければなるまい。

之等に必要な費用は絶對必要費同様伸縮の自由を許さないものである以上彼等が生活に苦しむも亦當然なりと云はなければなるまい。

次に物價の昂騰著しく生活費の膨脹を來す時代に於ては一般の商工業は所謂財界の好景氣時代を呈するを常として居る。されば事業界は盛大となりその企業の擴張と共に新設の事業亦勃興し従て之に要する職工労働者の需要を増しその結果賃銀の昂騰を來すであらう。然るに俸給生活者に至ては商工業界の好況必ずしも彼等に幸

せず唯戦時中の所謂成金事業と見らるべきものに従事して居つたものは事業そのもの繁昌するに従ひ賞與成金を簇出し生活難の風は何處を吹くといふ凄じい景氣であつた。然るに反動期に入つて以來泡沫會社は枕を並べて倒れ彼等の榮華も權花一朝の夢と消れて哀をこゝに止むることとなつた。時局に依つて有利な影響を受けなかつた事業に従事するものに至つては到底かくの如き夢だに見ることを得なかつた物價の騰貴に比し収入は之に伴はず生活上四苦八苦の慘憺たる有様を生ずるに至つたのである。

又労働者にあつては賃銀値上の實行されざる場合若しくは多少の賃銀増加されたりとするも未だ以て生活費の膨脹を補ふに足らず生活上困難を感ずる時は直に團體の威力に訴へて僱主に賃銀の増給を強要し若し容れられざる時は背後に隠し持つた同盟罷業といふ武器を閃めかすことが出来る。而して僱主が労働者の要求に應ぜず罷業の惹起されんか事業の經營に頓挫を來すことあるを以て已むを得ず利益の幾分を割いても賃銀の増給をなすに至るのである。されば經濟界の好不況に拘らず怠業や同盟罷業を武器として戦ひ罷業者の勝利に歸して解決を告げることもある。然るに俸給生活者に至つては全く事情の異なる點がある。何となれば現今社會一般の形勢は要求の聲の存するところには耳を傾け易きも聲のないところには概して注意を惹かないといふ状態にある。吾國の俸給生活者は謙讓の徳とか犠牲の精神とか所謂

道德の美名に制せられ服従規律穩和柔順をその本旨とするが故に自己の内部生活は假令窮乏を告げ生活費を極端に節約し乍らも猶武士は食はねど高楊枝と負惜みを並べて好況に浮れ氣分になつた世の中を白眼視して居なければならぬのである。かくて自己の勞力に酬わらるゝところの甚だ薄きを承知しつゝ何等積極的手段に訴ふることを得ず僅かに不平を洩らすに過ぎぬ有様である。

凡そ今日所謂中等社會と稱するものは獨り俸給生活者に限られず都鄙を通じて多少の資本を投じて農商工業を經營するものは自ら中等社會の一員たること勿論であるが都市生活の發達を遂げた今日に於ては一定額の俸給を得て生活する官公吏若しくは民間事業に従事するものは中等社會の殆ど大部分を形成してゐると見なければならぬ。一國社會に於て實にその中堅を組織するものは中等社會である。我國が歐米の先進諸國に比して階級闘争の甚しからざるは中等社會に屬する人々の思想並に生活に於て比較的堅實であつて能く各階級間の調和を保ち得るのに歸せなければならぬ。然るに都市に於ける中等社會の大部分を構成せる俸給生活者がその存立の甚だ危険に瀕せる状態に在るに拘らず之を放任する時は蓋し如何なる結果を招致すべきか寒心に堪へざるものがある。俸給生活者は從來自己の受くる僅かの俸給を割いて其子女に教育を施し以て次代に於ける社會の公民を作り又堅實なる自己の後繼者たらしむることを得たけれども今日の如く俸給生活者の生活難の甚しき時代には到

底彼等は自己の子女を教育するがために毎月一定額の學費を支出するの苦痛を忍ぶこと能はざるに至り子女は義務教育を終れば直に職工又は徒弟として一家の生計を補はしむるか女子と雖も同じく女工又は事務員たらしめて僅かなりとも収入を増すの途を講ずるの已むを得ざるに至つた。かくの如き流風の漸次増加せんか。その堅實を誇つた我國の中等社會も漸く衰微するに至るか若しくは中等社會の品質を著しく劣等ならしむることを免れぬであらう。語を寄す天下の爲政者は之に對して如何なる對策を講せんとするか。

三 學歷別に依る俸給と業務との關係 (其一)

第一表 學歷俸給業態別表 (甲)

學歷	俸給	業態別		計
		商會社	銀行	
帝國大學卒業又は之と同等以上の學力を有する者	五圓 未滿 五〇 六〇 七〇 八〇 九〇 一〇〇	二 三 三 三 三	二 三 三 三 三	二 五 五 五 五

學 歴	俸 給	商 業		計
		商 事 會 社	銀 行	
100—150	100—150	5	1	6
150—200	150—200	4	2	6
200—300	200—300	2	1	3
300—400	300—400	3	1	4
400—500	400—500	3	1	4
500—600	500—600	3	1	4
600—700	600—700	3	1	4
700—800	700—800	3	1	4
800—900	800—900	3	1	4
900—1000	900—1000	3	1	4
1000以上	1000以上	3	1	4
小 計	小 計	33	11	44
合 計	合 計	33	11	44

總 計	小 計	
	44	33
44	33	11

第一表は商業會社に奉職する人々六二四人に就て學歷及俸給を調査したものである。右六二四人中帝國大學卒業程度のもの四八人に就て見るに九拾圓以上百圓未滿の俸給を受くるものが最も多數を占め總數の約二割弱に當る十人といふ數を示して居る。次に多いのが六拾圓以上七拾圓未滿及二百圓以上が各七人百圓以上百三拾圓未滿が六人七拾圓以上八拾圓未滿八拾圓以上九拾圓未滿百三拾圓以上百五拾圓未滿が各一人といふ順序になつて居る。即ち九拾圓以上百圓未滿を中心として動いて居るといふことが出來やう。茲に注意すべきは五拾圓未滿が二人もあるといふことである。最高教育を受け乍らかくの如き薄給に甘んずるものもあることは一見奇異の感を抱かせらるゝが之は前にも一言せる如く本調査は各俸給生活者の本俸のみを調査したもので従て割増手當賞與金等は包含せられて居ないのであるから本俸は假令五拾圓未滿とするも之に手當を加算する時は相當な額に達するものと見なければならぬ。乍併銀行は一人の二人は銀行奉職者であるが一般に他の商業會社の如く財界の好況に乗じて莫大の利益を收むるといふが如きことは殆ど無く孰れかと云へば

堅實を旨とする所謂地道な商賈であるから一流の大銀行に属するものでない限り手當賞與金等も格段に多いといふことも云へない。従て五拾圓未満といふ俸給は甚だ虐待不遇の地位に置かるゝものと云つても敢て過言ではあるまい。人間の好不遇をそが受くる金銭の額を尺度として測定することは甚だ物質的觀察に失し不當の誹を免れぬかも知れないが乍併今日の如き經濟組織の下にあつては精神的に如何に好遇されたりとするも之に生活の安定を欠くが如き薄給を與へて以て優遇せりといふことが出来やうか。物質的にのみ多く酬らるゝことが人間を幸福に導くものでないといふかも知れないが少くとも現在の世の中に於ては先第一に物質的に酬らるゝことに依つて最も多くの慰安を得られるのである。衣食住に不安を與へられて居つて如何にして禮節を辨へられやうか。銀行會社は營利を目的とするものであるから使用人の生活の保障はしないといふならばそれまでであるが此點は切に一考を煩はしたいと思ふ。

次に官公私立高等専門學校卒業程度のもの二三七人に就て見るに最も多いのは百圓以上百三拾圓未満の四九人で全數の約二割強に當る。次は七拾圓以上八拾圓未満の三九人八拾圓以上九拾圓未満の三五人六拾圓以上七拾圓未満の二五人五拾圓以上六拾圓未満の二三人九拾圓以上百圓未満の二一人といふ順序である。故に中心點は最高の四九人よりは三九人の七拾圓以上八拾圓未満にあるといふことが出来やう。

二百圓以上に至つては前の帝大卒業程度の全數の約一割五分に當るに比し高等専門學校卒業程度は約五分に當るに過ぎない。この兩者の間にかくの如き徑庭のあるは果して力量手腕學識等に於て著しき差等の存するか果亦所謂學閥の情弊に捉はれたるものか識者の判斷に俟つて置かざるを得ない。

更に商事會社及銀行の兩者に就き比較して見るに甚しき懸隔のあるを見通がすことが出来ない。即ち銀行員は著しく不遇の地位に置かれて居ることを見出すのである。銀行員に於て最も多きは五拾圓以上六拾圓未満の一五人七拾圓以上八拾圓未満一一人六拾圓以上七拾圓未満一人といふ數字を示して居るに比し商事會社員は百圓以上百參拾圓未満四三人八拾圓以上九拾圓未満三二人七拾圓以上八拾圓未満二八人九拾圓以上百圓未満二〇人といふ具合に中心點を遙かに異にして居る。二百圓以上に至つては商事會社員は一八一人に對し一人銀行員は五六人に對し一人といふ雲泥の差がある。之れ曩にも一言したるが如く銀行業そのものゝ比較的地味にして經濟界の變動に依り収益に大なる増減を生ぜざるに反し商事會社は貿易船舶株式等の如く戦時の好景氣に乘じ一攫千金の豪富を擁して所謂成金會社の簇出したるを以て従て社員の餘惠を蒙りたること勿論にして以上の數字はその間の消息を語るものにあらざるか？

次に中等學校卒業程度の者の中商事會社員五一人銀行員五〇人に就て見るに兩者

官公立中等專門
學校卒業又は之と
同等以上の學力を
有する者

學 歴	俸給		年 齡
	小	計	
官公立中等專門 學校卒業又は之と 同等以上の學力を 有する者	小	計	二〇歳未満
	三〇圓以上	三〇圓以上	二〇—二五
	一〇—一五	一〇—一五	二五—三〇
	一〇—一五	一〇—一五	三〇—三五
	一〇—一五	一〇—一五	三五—四〇
	一〇—一五	一〇—一五	四〇—四五
	一〇—一五	一〇—一五	四五—五〇
	一〇—一五	一〇—一五	五〇—五五
	一〇—一五	一〇—一五	五五—六〇
	一〇—一五	一〇—一五	六〇—六五
計	計	計	

總 計	合 計	
	小	計
總 計	小	計
	三〇圓以上	三〇圓以上
	一〇—一五	一〇—一五
	一〇—一五	一〇—一五
	一〇—一五	一〇—一五
	一〇—一五	一〇—一五
	一〇—一五	一〇—一五
	一〇—一五	一〇—一五
	一〇—一五	一〇—一五
	一〇—一五	一〇—一五
計	計	

第三表は二七五一人に就てその學歷別に依り年齢と俸給との關係を見むと試みたものである。例に依てその中の帝大卒業程度の二三四人に就て見やう。

先之を年齢別になせば三〇歳以上三五歳未満の七七人最多を占め全数の三割三分に當る。以下二五歳以上三〇歳未満の六一人中筆頭は百圓以上百參拾圓未満の二一人にて二割弱貳百圓以上は一人もない。之に反して三五歳以上四〇歳未満の五三人なる。

次に之を俸給より見る時は三〇歳以上三五歳未満の七七人中百圓以上百參拾圓未満の一人最多を占め全数の約二割に當る。而して貳百圓以上は六人にて八分弱に過ぎぬ。更に二五歳以上三〇歳未満の六一人中筆頭は百圓以上百參拾圓未満の一人にて二割弱貳百圓以上は一人もない。之に反して三五歳以上四〇歳未満の五三人

はその中二〇人迄が貳百圓以上にて全數の三割八分弱に當る。次に四〇歳以上四五歳未滿の二七人にてはその一七人が貳百圓以上にて六割三分に達する。四五歳以上に至ては全數の全部が貳百圓以上である。

之を以て見るに年齢を重ねるに従つて俸給も之に伴つて増加するやうである。之は寧ろ當然のことに屬し年齢の増加は經驗を積み手腕技術の熟達するを以て之に對し事業主の信用を増すことも敢て言を俟たないところである。

次に高等専門學校卒業程度の人七一九人に就て年齢別を見るに二五歳以上三〇歳未滿の二六四人を最多とし即全數の三割七分に當る。其他三〇歳以上三五歳未滿の一七一人三五歳以上四〇歳未滿の一二三人二〇歳以上二五歳未滿の九八人等之に次ぐ。

次に之等の人々の俸給を見る時は二〇歳以上二五歳未滿の九八人に於ては五拾圓以上六拾圓未滿及六拾圓以上七拾圓未滿の二三人二五歳以上三〇歳未滿の二六四人に於ては八拾圓以上九拾圓未滿の六〇人三〇歳以上三五歳未滿の一七一人に於ては百圓以上百參拾圓未滿の四九人三五歳以上四〇歳未滿の一二三人に於ては同じく百圓以上百參拾圓未滿の三六人四〇歳以上四五歳未滿の二八人に於ては百圓以上百參拾圓未滿及百參拾圓以上百五拾圓未滿の六人を最も多しとする。而して貳百圓以上に至つては甚だ少く四五歳以上に於て初めて數を増し三五人中一三人即三割七分

に達して居る。

次に中等學校卒業程度のもの九四一人に就きその年齢別を見るに四五歳以上のもの最も多く二六五人に及び二〇歳以上二五歳未滿の一五三人三五歳以上四〇歳未滿の一三四人二五歳以上三〇歳未滿の一三二人等之に次ぐ。之を俸給より見る時は二〇歳未滿の一〇人悉くが五拾圓未滿である。二〇歳以上二五歳未滿にても一五三人中一〇二人迄即約六割七分が五拾圓未滿といふ薄給者である。然るに二五歳以上三〇歳未滿の一三二人三〇歳以上三五歳未滿の一二七人では少しく上つて五拾圓以上六〇圓未滿が最も多く前者にあつては四五人後者にあつては二六人になつて居る。後者は年齢の増したる丈よくなつてゐると見なければならぬ。三五歳以上四〇歳未滿の一三四人に於ても前と大差なく五拾圓以上六拾圓未滿の二九人が最も多い。乍併二百圓以上が二人あるのは聊か心強い。四〇歳以上四五歳未滿の一三〇人及四五歳以上の二六五人に至つては一段上つて六拾圓以上七拾圓未滿が前者三四人後者四六人を以て最多として居るが殊に後者は八拾圓以上九拾圓未滿四二人百圓以上百參拾圓未滿三五人貳百圓以上六人といふ具合に年齢に相應して俸給も従つて比較的に多い。多いといふのも甚だ少數に過ぎずして大部分は俸給そのものが生活費にさへ足らぬ現状にあるといはなければならぬ。

最後に中等専門學校卒業程度のもの八五七人は如何と見るに二〇歳以上二五歳未

満最も多く三五〇人即全數の四割一分に及ぶ。次は二五歳以上三〇歳未満の一九六人三〇歳以上三五歳未満一三〇人之に次ぐ。俸給は二〇歳未満の二九人二〇歳以上二五歳未満の三五〇人に於て五拾圓未満が前者に二四人後者は二〇三人を占む。然るに其他の年齢者に於ては必ずしも數の最も高きものを以て俸給の標準となすことが出来ないが大体に於て年齢と俸給とは正比例をなすことは疑を容れないところである。

以上各表を通覽するに商業會社は一般に工業會社に比し待遇の悪いことは否定することが出来ない。殊に銀行にあつて然るを見るのである。或は賞與金の制度の存するを以て十分救済され得ると云ふかも知れない。今日銀行會社に於ては必ず賞與金の名の下に利益分配制度を採用し株主に利益の一部を配當すると共に殘餘の一部を重役以下社員及行員に分配する慣例が作られて居る。之は會社銀行の利益と社員又は行員との利益とを一致せしめ以て彼等をして會社銀行のために成るべく多くの利益を擧げしめ延いては自己も亦之に均霑するに努めしむるといふ甚だ結構な趣意ではあるが實際は分配せらるる利益の金額と此の利益を生み出すことに盡した各自の努力との割合が果して平衡を保つて居るか否か甚だ疑はざるを得ない。即ち賞與金は各自の地位の高下と俸給の額とを以て大体の標準とし地位の高く多くの俸給を得つゝあるものに對しては率を大にするの習慣であるからして事實上に於ては上に

厚くして下に薄く賞與金制度のあるがために却て上級者に對する下級者の反感を強むるといふ結果を來すことなきか。故に賞與金制度はその公正を得れば甚だ可なるも然らざれば寧ろ無きに如かずとも云ふべきである。

六 結 語

上來記述の如く俸給生活者が近來著しく生活難の脅威に驅られ天晴れ最高教育を受け乍ら尙且生活不安の境地より脱することが出來ずして浮世の荒浪を渡らうと藻掻いて居るのである。彼等にして猶然り。况んや爾餘の中等教育や中等實業教育を受けたのみで世の中に打つて出で自己の身につく何等の資産をも有せずして赤手空拳僅かの俸給を得つゝ身を立てやうとするのはその志や甚だ壯なりとは云へその實狀は實に悲惨なりと云はなければならぬ。茲に於て彼等が現狀打破を希望するに至つたのは當然の事實であつて一方に於ては夫のサラリイメンズ、ユニオンの名稱の下に俸給生活者を統一し團体的運動を試みやうとする計畫を立つるに至つた。又一方では一會社若しくは一銀行内に於て俸給生活者が自ら團結を作りサラリイの増加を事業主に歎願するものをも生じて來たのである。今や俸給生活者が温順や隱忍を能事として居た時代は過ぎ去らんとして居る。勞働者がその社會上の地位に就て自覺して來た如くに俸給生活者はそれ以上に覺醒しつゝある。前者が團結して備主に

三 本市及阪快土庫委員會組織查

大正十一年八月

目次

序	……	一
一 設立の趨勢	……	一
二 經營概況	……	三
イ 本市内	……	三
ロ 大軌沿線	……	五
ハ 阪急沿線	……	六
ニ 阪神沿線	……	九
ホ 京阪沿線	……	一〇
ヘ 北大阪沿線	……	二
ト 南海及阪堺沿線	……	三
三 結論	……	一六

三 設 立 年 次

一 設 立 年 次

二 設 立 年 次

三 設 立 年 次

四 設 立 年 次

五 設 立 年 次

六 設 立 年 次

七 設 立 年 次

八 設 立 年 次

九 設 立 年 次

十 設 立 年 次

十一 設 立 年 次

十二 設 立 年 次

十三 設 立 年 次

十四 設 立 年 次

十五 設 立 年 次

十六 設 立 年 次

十七 設 立 年 次

十八 設 立 年 次

十九 設 立 年 次

二十 設 立 年 次

目 次

在本市内及郊外土地建物會社調査

(大正十年八月現在)

序

土地建物の經營者の増加することは我大阪市の如き近代的工業の旺盛な處には必然的の趨勢であつてその事業書若しくは定款に規定するが如き眞面目な計劃施設を伴ふ時は都市の膨張に應ずる各種の問題を解決するに與つて力がある。

然らば戦時及その後の好況時代に素破らしい勢で設立された在本市内及郊外の土地建物會社が如何なる程度に於て従來その目的事業を遂行し將來如何なる施設を行はんとするかを調査することは頗る有意義のことと思ふ。

一 設立の趨勢

設立年次	設立會社數	公 稱 資 本 金	拂 込 資 本 金 (現在)
明治三六年	一	五,000,000	五,000,000
全 四 五 年	三	六,000,000	五,100,000
大 正 元 年	三	一〇,九二五,〇〇〇	七,六六一,一五〇
全 二 年	一	五,〇〇〇,〇〇〇	一,〇四〇,〇〇〇

設立年次	設立會社數	公稱資本	拂込資本(現在)
大正三年			
大正四年			
大正五年		八、八〇〇、〇〇〇	五、八七五、〇〇〇
大正六年		九、六〇〇、〇〇〇	一八、八五〇、〇〇〇
大正七年		四、一〇〇、〇〇〇	一三、九五〇、〇〇〇
大正八年		二、五〇〇、〇〇〇	五八、〇〇〇、〇〇〇
大正九年		五、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇
大正十年		三、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇
計		三三、〇〇〇、〇〇〇	一三九、〇〇〇、〇〇〇

尙此外に阪急電車北大阪電車及個人經營のもの三はその投資額不明の爲本表から除外した。
 斯くの如く土地會社は生れた。然し此等の總てが土地を經營し建築に着手して居るのでない。會社を設立する事に於て已に利益を獲得し又は其の株價を釣上げて利得せんとするやうな不眞面目なものが不在ではない。
 それで各會社の經營振住宅經營を主とするを經營地の所在に従ひ極く簡單に列記して見やう。

二 經營概況

(1) 本市内

社名	設立年月	投資額	最近配當	經營の概要
城戸土地株式會社	大正七年八月	一、〇〇〇、〇〇〇	八分	東區味原町に經營地七、五五三坪を有し已に住宅用地として土 工完了、五〇坪の住宅及店舗を建築し且廉賣市場を經營の豫定 日本土地信託株式會社系に屬す
泉尾土地株式會社	明治三十六年十二月	五、〇〇〇、〇〇〇	一割六分	西區泉尾町二、二八八、〇〇〇坪(内七九、〇〇〇坪は坪當十六錢 餘を以て貸付く)全區木屋町九一六二坪、兵庫縣明石三三〇七 〇坪を有す、都市計劃實行の曉は泉尾町及木屋町に倉庫店舗 ビルディング及住宅を建設の豫定なり 既設住宅約四戸あるも古家屋にして早晩改築すべきものなりと 西區南惠島町一八〇、〇〇〇坪を有す(内一〇〇、〇〇〇坪は 埋立工事完成)既設住宅七七月、將來ビルディング、アパートメ ント等を建築の豫定
大阪港土地株式會社	明治四十五年五月	三、〇〇〇、〇〇〇	無	大小至三十五を有する三階建ビルディングを經營する外軒店五 戸を經營するのみ
四橋建物株式會社	大正七年八月	三〇〇、〇〇〇	五分	西區小林町二田畑二〇、〇〇〇坪を有す内電車沿線は埋立を了 す 土地賣買を主として住宅經營の意思なし
木津川土地建物株式會社	大正六年四月	一、〇〇〇、〇〇〇	一割	西區石田町、田中町、八幡屋町、新池田町に五〇、六、二〇〇坪及二 〇、八〇〇坪の共有地を有す内土地造成一三三、〇〇〇坪既設住 宅三二四戸内二七四戸は低利資金五十萬圓を以て建築せり本 年度更に同資金全額を借り入れ二七〇余戸の住宅を建設せんと す、既設住宅は全部貸貸済
安治川土地株式會社	大正六年十二月	二、五〇〇、〇〇〇	五分	

社名	設立年月	資本金	年最配當近	經營の概要
市岡土地株式會社	大正五年六月	四,三〇〇,〇〇〇	一割	西區市岡町に原野宅地堤防等を合せ一三〇〇坪を有し土地の賣却を主たる目的とし、既設住宅二〇〇坪は貸貸中、今後は建築をなさる見込みなりと 貸貸中の土地一九〇〇坪貸貸料二五錢平均 土地賣買を目的とする目下經營地なし
城北土地株式會社	大正八年九月	一,〇〇〇,〇〇〇	無	東野田に一七,〇〇〇坪を有し、地上工事完了土地は貸貸せず、既設住宅三八戸は貸貸中、都市計劃の成行により活躍せんとす 天王寺公園の二〇,〇〇〇坪を借入れ興業場八、商店六二四、浴場一、パワック二三、軒店二九を貸貸せり、住宅經營は之をなす豫定なし
網島土地株式會社	大正七年四月	二,〇〇〇,〇〇〇	六分	市岡に一八、五〇〇坪の土地を有し全部地上げせり内住宅の爲貸貸せる坪數一、八〇〇坪賣却はこれをなさる方針、將來は住宅及倉庫を建築し貸貸する豫定なるも未だ調査中
大阪土地建物株式會社	明治四十四年七月	三,〇〇〇,〇〇〇	一割二分	市内北區高垣町に八二七坪(宅地)を有す 市内福島大仁に約四、〇〇〇坪の宅地を有し八五戸の住宅を經營す
市岡沿岸土地建物株式會社	大正八年九月	八,〇〇〇,〇〇〇	無	市内西區恩賜島町、秀野町、西島町、常吉町、島屋町、春日出町一帶の土地に八二四、〇〇〇坪の土地を有す内左の如し 池沼 八〇〇、七三三坪 田 二二四、八七六坪 畑 一〇〇、八一三坪 原野 四八三、五九〇坪 其他 七〇、六二五坪 池沼水面埋立權利地三一九、〇一五坪を有す 總て造成の上賣却貸貸及住宅の經營をなさんとす 住宅、低賃百萬圓を以て西島町春日出町に四〇〇余戸を建築中にして内西島町所在の一四〇余戸は本年十月末完成の豫定なり 西成郡津守村に一八〇、〇〇〇坪を有す 目下經營者手中八〇、〇〇〇坪は住宅地に當る豫定
攝津土地株式會社	「本市東部の項記載」	—	無	—
北大阪土地株式會社	「阪急沿線の項記載」	—	無	—
大阪北港株式會社	大正八年十二月	一〇,〇〇〇,〇〇〇	無	—
水津川土地運河株式會社	大正八年九月	一〇,〇〇〇,〇〇〇	無	—

(口) 大軌沿線

社名	設立年月	資本金	年最配當近	經營の概要
千日土地建物株式會社	大正二年四月	五,〇〇〇,〇〇〇	一割三分	港南電鐵確定の上は工場地及倉庫地として發展すべし目下盛に運河工事道路工事を取急ぎつゝあり
大阪千日前土地株式會社	大正八年七月	二,〇〇〇,〇〇〇	無	樂天路諸興業及酒場の經營 所有土地一、三二四坪
計	十五社	六、三三五、〇〇〇	も配當なきもの六	所有土地二、〇〇〇坪 所有地 二、一一二、八七〇坪 共有地 二、二〇〇、〇〇〇坪 借入地 三、二〇〇、〇〇〇坪 埋立權利 三、一九〇、〇〇〇坪 住宅 四、〇〇〇、〇〇〇坪 建築中 七、七四戸 建築豫定 一 (貸貸中) 七七四戸及アパートメント 一
日本土地信託株式會社	「京阪沿線の項記載」	—	無	—
東大阪土地建物株式會社	大正五年十一月	一,〇〇〇,〇〇〇	一割	牧岡村に山地六、三〇〇坪を有す、住宅地として賣却の見込、買値坪二圓時價五〇錢なりと云ふ
石切土地建物株式會社	大正八年十一月	一,〇〇〇,〇〇〇	無	布施、小阪、若、江、瀬田、生駒に約七四、四〇〇坪を有す全部住宅地に於て小阪、若江はその造成に特別なる工事を要せず 住宅數地一〇〇坪内外建坪二三坪見當の住宅一三棟(八月)を建て貸貸中向一圓見當を以て賣却の豫定なる住宅九戸建築中にして五戸竣成二戸賣却せり尙生駒に三〇戸を有するも土地購入の際よりあるものにして近く取戻すべしと
大東土地株式會社	大正七年十月	二,一〇〇,〇〇〇	無	石切に一七、七〇〇坪を有す主として土工の上住宅地として賣却の豫定なるも財界不況の爲靜止の状態 鶴橋町、中本町、神路村、小路村に一八五、〇〇〇坪の田畑原野を有す土地賣却を主とするも投機的のものにすぎず

社名	設立年月	拂込本額金	年最配當近	經營の概要
日下温泉土地株式會社	大正八年十二月	一、五〇〇、〇〇〇	無	日下に八五、〇〇〇坪を有す、内四〇〇坪は造成済むに温泉を經營し兼て住宅地となさんとすものなれども畢竟遊園地のみ
瓢箪山土地株式會社	大正六年八月	一、五〇〇、〇〇〇	無	牧岡南村字河内及豐浦に七九、〇〇〇坪を有す二、〇〇〇坪は地上清住宅を經營せんとするものなれども目下觀望中
牧岡土地株式會社	大正八年十二月	一、三〇〇、〇〇〇	無	牧岡の山地に四〇、〇〇〇坪を有し土地住宅の經營をなさんとすも目下をの見るべきものなし
大生駒土地株式會社	大正九年九月	二、〇〇〇、〇〇〇	無	生駒の山一八〇、〇〇〇坪を有するも經營準備中
生駒中央土地株式會社	大正九年一月	一、〇〇〇、〇〇〇	無	生駒橋間に六〇、〇〇〇坪を有し土地建物の經營を目的とす靜止觀望中
生駒土地株式會社	大正八年九月	一、〇〇〇、〇〇〇	無	所有土地六〇、〇〇〇坪前者に全じ
生駒聖天土地株式會社	大正八年九月	一、〇〇〇、〇〇〇	無	生駒と奈良街道の間に六六、〇〇〇坪を有す、經營の見るべきものなし
大軌土地株式會社	大正九年四月	一、三〇〇、〇〇〇	無	沿線アヤマ池、蛙股池附近の土地一三〇、〇〇〇坪を有するも未經營
計	十一社	六、七〇〇、〇〇〇	も配當なき一〇	所有地 建築済 九八三、四〇〇坪 (賃貸中) 住宅 建築中 五一戸 (賃貸中) 建築中 二戸 (賣却済) 四戸

(八) 阪急沿線

社名	設立年月	拂込本額金	年最配當近	經營の概要
日本土地信託株式會社	「京阪沿線」の項記載	二、〇〇〇、〇〇〇	八分	石橋所在開地一九、七〇〇坪は土地住宅を經營する見込、武庫郡大社村に一九、四〇〇坪は未經營
北大阪土地株式會社	大正六年三月	六九、〇〇〇	無	十三、神津村、豐中、櫻井、谷熊、野田、河邊郡長尾村に約九〇、〇〇〇坪を有す、土地賣買(主として即賣)を主とし、豐中、櫻井、谷熊、野田は住宅地に造成計畫中
西宮土地株式會社	大正八年十二月	三、〇〇〇、〇〇〇	無	武庫郡大社村、目押山二五九、〇〇〇坪の外信託地三一、〇〇〇坪を有す、全部住宅地としての經營計劃具體的に進捗し、あり、且六甲若菜園を近く合併の上は彼此連絡をとり相當發展を期すべし、若菜園は遊覽地として阪神の遊客ヲ招ク
阪神急行電鉄株式會社	明治四十一年	土地建物經營資本不財	無	土地建物を經營したるは明治四十三年にしてこの種經營の先驅をなす、住宅の建築左の如し
派連土地株式會社	明治四十五年五月	二、四三三、〇〇〇	四分	豐中 四四、〇〇〇坪に二五〇戸を建築賣却済目下六戸建築中將來も建築見込
甲陽土地株式會社	大正七年五月	一、〇〇〇、〇〇〇	一分	池田 四二、八〇〇坪に二三〇戸を建築賣却済

豐中 四四、〇〇〇坪に二五〇戸を建築賣却済目下六戸建築中將來も建築見込
 池田 四二、八〇〇坪に二三〇戸を建築賣却済
 目押山 二五九、〇〇〇坪に二七戸を建築賣却済
 年六、七月建築の豫定なり
 御影 三三、〇〇〇坪に未だ經營に着手せず
 右住宅地及住宅は賃貸せず全部賣却をなすものとす、然しこの經營は只沿線開發の爲これをなすものにしてこれより利益をあげる目的を有せず
 豐洲町神津村に約二、〇〇〇坪の土地を有し、二〇戸の住宅を經營す、本沿線と阪神電車に亘る新淀川沿線即神島、歌島邊に一七八、〇〇〇坪の土地を有するもその三分の一は池沼なり、土地は賃貸せず賣却を目的とす
 本沿線より北二十五丁の所甲山麓約七〇、〇〇〇坪を有す、遊園地(面積二二、〇〇〇坪)内一五、〇〇〇坪は賣却済、遊園地を設けし土地並住宅を經營するを以て目的とす、既建築は住宅二十戸其他店舗、料理業等を合せ一五戸直接經營の浴場、俱樂部(料理兼旅館)等を餘くの外は全部賣却せり
 近く寶甲土地株式會社を合併し資本金を三百五十萬圓となし益

社名	設立年月	拂込本額金	年最配當近	經營の概要
寶甲土地株式會社	大正八年十一月	五、〇〇〇、〇〇〇 一、二五〇、〇〇〇	無	々この一帯の地を開發する目的なれども、は住宅地に非ずして遊覽地なり 武庫川の上流武庫郡長元村に山林原野二一三、三〇〇坪を有するも交通不便大經營をなすに非れば到底住宅地となす能はず且つ財界不況の爲全然未着手のまゝなりしが十月甲陽土地に合併する、事に決せり 經營地は豊能郡花屋敷、伊丹の二ヶ所にして前者は九〇、〇〇〇坪は田畑池沼のまゝ、〇〇〇坪を住宅地に造成せり伊丹三〇、〇〇〇坪住宅建設二〇戸全部買却済現在三月賃貸中 寶塚附近二三〇、〇〇〇坪の土地を有し、土地建物及娛樂場を經營する目的なるも未着手
花屋敷土地株式會社	大正七年三月	一、六〇〇、〇〇〇 五五八、九〇〇	無	大正四年より經營に着手し、一〇〇、〇〇〇坪の土地に既設住宅一五戸建築中のもの三戸、建築を豫約せるもの七戸あり尙近く小別荘二〇戸を建築する豫定なりと云ふ、何れも比較的高級別荘なり 箕面線櫻井附近に二四、〇〇〇坪の地を完全なる住宅地となし住宅を經營せんとなす、即ち明年中に六六戸を新築年賦買却の方法をとらんとなす
大阪郊外住宅株式會社	大正八年十二月	一、四〇〇、〇〇〇 一〇〇、〇〇〇	無	武庫郡大社村森具に經營地一〇八、三〇〇坪を有す内住宅地として整理せるもの一四、二〇〇坪 住宅二三戸を建築せり尙近く室敷六、七〇〇坪を有するアパートメントを建築する外一萬圓級の住宅を建て買却する計劃ありと云ふ
雲雀邱莊園	阿部元太郎個人經營	三、七〇〇、〇〇〇 一、五〇〇、〇〇〇	無	精道村芦屋に約三〇、〇〇〇坪の土地を有するも山奥にして人里遠く住宅經營に適せず、現今只木標を立つるのみ經營に着手せんと思せず
帝國信託株式會社	大正八年五月	一、五〇〇、〇〇〇 三、七〇〇、〇〇〇	六分	川邊郡堺口及東富松に二八、〇〇〇坪を有し工事完了住宅四〇戸を建築し買却の豫定、尙逐次建築の見込 若菜園の山地六七、四〇〇坪を有し土地建物の經營買貸貸をなす目的なるも全然未着手
大神中央土地株式會社	大正七年三月	一、四〇〇、〇〇〇 一、六〇〇、〇〇〇	六分	摩耶山麓七八九、六〇〇坪を有す目的前者に全く經營のいふに足るものなし 御影の山地一〇〇、〇〇〇坪を有す目的前者同様なれども未經營
芦屋土地株式會社	大正七年十一月	一、〇〇〇、〇〇〇 四〇〇、〇〇〇	無	所有地二、七九二、〇〇〇坪(外に信託地三〇、〇〇〇坪あり) 住宅 建築済 一、一八七戸 (買却済) 住宅 建築中 三三九戸 (賃貸中) 建築豫定 一〇六戸及アパートメント 一
岡町住宅經營株式會社	明治四十五年	六〇〇、〇〇〇 六〇〇、〇〇〇	之を行はず	建築豫定 一〇六戸及アパートメント 一

(二) 阪神沿線

社名	設立年月	拂込本額金	年最配當近	經營の概要
堺口土地株式會社	大正八年十一月	三、〇〇〇、〇〇〇 七五〇、〇〇〇	無	川邊郡堺口及東富松に二八、〇〇〇坪を有し工事完了住宅四〇戸を建築し買却の豫定、尙逐次建築の見込 若菜園の山地六七、四〇〇坪を有し土地建物の經營買貸貸をなす目的なるも全然未着手
ラサラム土地株式會社	大正九年八月	二、〇〇〇、〇〇〇 五〇〇、〇〇〇	無	摩耶山麓七八九、六〇〇坪を有す目的前者に全く經營のいふに足るものなし 御影の山地一〇〇、〇〇〇坪を有す目的前者同様なれども未經營
六甲土地株式會社	大正九年一月	一、〇〇〇、〇〇〇 二、五〇〇、〇〇〇	無	所有地二、七九二、〇〇〇坪(外に信託地三〇、〇〇〇坪あり) 住宅 建築済 一、一八七戸 (買却済) 住宅 建築中 三三九戸 (賃貸中) 建築豫定 一〇六戸及アパートメント 一
御影土地株式會社	大正九年三月	二、五〇〇、〇〇〇 七五〇、〇〇〇	無	所有地二、七九二、〇〇〇坪(外に信託地三〇、〇〇〇坪あり) 住宅 建築済 一、一八七戸 (買却済) 住宅 建築中 三三九戸 (賃貸中) 建築豫定 一〇六戸及アパートメント 一
計	十五社 (外に個人經營のもの (電鐵會社兼營のもの)	一七、二五〇、〇〇〇 五八、六五〇、〇〇〇	無	尼崎市庄下に住宅地一〇、〇〇〇坪を有するも未だ經營に着手せず 西成郡千舟村に五、六六〇坪を有するも未だ經營 夙川、楠村、越水に約五二、〇〇〇坪の土地を有す内夙川一帯地四〇、〇〇〇坪に住宅を經營せんとなす、經營事業の一なる夙川園に草花を育て球根種子を供給しつゝあり
帝國信託株式會社	「前項」記載			
日本土地信託株式會社	「京阪沿線」の項記載			
夙川土地株式會社	大正八年八月	三、〇〇〇、〇〇〇 七五〇、〇〇〇	無	

社名	設立年月	拂込本額金	年最配當近	經營の概要
尼崎土地株式會社	大正八年八月	五、〇〇〇、〇〇〇 二、二五〇、〇〇〇	五分	大洲村に一二、〇〇〇坪の土地を有す、道路運河を開設して尼崎鐵道を布設せんとする等鋭意經營しつゝあり、然れども此は住宅地に非ずして、工業地及倉庫地にして尼崎築港出現の曉は水陸交通の焦點となるべし
尼崎城内株式會社	大正八年十一月	一、五〇〇、〇〇〇 四〇〇、〇〇〇	無	尼崎舊城内九、〇〇〇坪の原野を有す、住宅を經營するや土地のまゝ、賣却するやに於ての方針未だ定まらず
阪神土地信託株式會社	大正七年四月	一、四〇〇、〇〇〇	一割	所有土地四五、〇〇〇坪阪神北大阪線の沿線に在り専ら土地の經營賣却及貸貸をなす
阪神住宅土地株式會社	大正九年三月	一〇、〇〇〇、〇〇〇 二、五〇〇、〇〇〇	無	尼崎大物の北部及神崎西部に四五、〇〇〇坪の畑地を有するも未だ經營の見るべきものなし
元伊藤九郎兵衛氏經營地				千舟村に敷地一五坪乃至三〇坪の家八五戸を建て貸貸(ヶ月三〇間平均)したりしが最近その所有權を他に譲渡せりと云ふ
古川榮吉氏經營地				芦屋海岸に四、〇〇〇坪全山地に二、四〇〇坪を有し別荘地として盛に經營しつゝあり既に敷地百二、三〇〇坪の住宅三月建築賣却せり
計	外に個人經營二 五社	三〇、九〇〇、〇〇〇 七、三〇〇、〇〇〇	利益配當をなすも配當なきも三分	所有地 二九五、二〇〇坪 住宅 建築済 八九戸(貸貸中) 建築中 三戸(賣却)

(水) 京阪沿線

社名 設立年月 拂込本額金 年最配當近 經營の概要

大阪野江土地建物株式會社	大正八年十二月	二、〇〇〇、〇〇〇 七五〇、〇〇〇	無	東成郡野江に約二、五〇〇坪の土地を有し内四、三〇〇坪は地上完了、殘餘の土地も逐次造成の上住宅を建築し賣却する方針あり、目下建築中のもの三〇戸尙最近百二、三〇〇戸を建築する見込みあり
攝津土地株式會社	明治四十五年六月	三、〇〇〇、〇〇〇 三、五〇〇、〇〇〇	八分	城北、城東、榎並、古市、南豊島村に二、一三、八〇〇坪の土地を有す、賣却貸貸を主たる目的とし、住宅の經營はこれをなさず
日本土地信託株式會社	大正七年四月	一〇、〇〇〇、〇〇〇 五、一五〇、〇〇〇	無	東成郡古市村所在六一、〇〇〇坪の内一八、〇〇〇坪の地を造成しつゝあり
城北土地株式會社	大正八年五月	三、〇〇〇、〇〇〇 一、一五〇、〇〇〇	無	牧方、東口、西口及山手に四一、四九八坪土地を有す内牧方東口所在一六、三〇〇坪は地上工事に着手中
計		一〇、〇〇〇、〇〇〇 四、四七五、〇〇〇	利益配當をなすも配當なきも三分	(城北土地及京阪土地建物の兩株式會社は本社に合併) 藤小路、守口の淀川沿岸一帯の地三、一三、八〇〇坪を有す 住宅 所有地 六七〇、八〇〇坪 建築中 百二、三十戸 建築決定 百二、三十戸

(へ) 北大阪沿線

社名	設立年月	拂込本額金	年最配當近	經營の概要
北大阪電氣鐵道株式會社	大正七年十一月	土地建物に對する資本不明		左記經營地に三九〇、〇〇〇餘坪の土地を有す 三島郡千里山 目下經營の歩を進め田園都市を買現せんとす 豊能郡垂水村 目下第一期事業として六戸の住宅を建築したる 西成郡西中島浜 外路の造成遂次なりつゝあり 西成郡西中島村 本線はこゝより分岐し天神橋六丁目(目下工事中)と十三に達す 左 西成郡西中島村 原野の儘 新庄村

社名	設立年月	拂込本額金	年最配當近	經營の概要
神戸信託株式会社	明治十四年二月		一割三分	豊能郡豊津村に一五、〇〇〇坪の住宅地を所有す、目下造成中
大阪住宅經營株式會社	大正九年三月	一〇,〇〇〇,〇〇〇 三,〇〇〇,〇〇〇	無	三島郡千里山に二〇,〇〇〇坪の經營地を有す、大正九年度借入の低利資金百五十萬圓の中、百十二萬七千圓を以て四百六十餘戸の住宅を建築せんとし、目下切つて工事中にして來年六月頃竣成の豫定なり、竣工の上は貸貸する見込 尚將來此地に約二千戸の住宅を建て賣却せんとし 大正十年度に於て百五十萬圓の低利資金借入申請中にして借受けの上は更に六二〇戸の住宅を建築する豫定なり 千里山片山に一八、〇〇〇坪の住宅地を有す、將來百二、三十戸（百坪内外の敷地に二、三十坪の平家住宅を計畫）の住宅を建築し賣却の豫定なり、一戸見本出來上り居れり
古川榮吉氏經營地		二,〇〇〇,〇〇〇	利益配當なし	所有地 五、四三、〇〇〇坪 住宅 建築中 六戸（貸貸中） 建築済 一、四六、四四戸（賣却の豫定） 建築予定 二、七五、〇〇戸
計				

(ト) 南海及阪堺沿線

社名	設立年月	拂込本額金	年最配當近	經營の概要
堺大濱土地株式會社	大正八年十一月	一,〇五〇,〇〇〇 三,七五〇,〇〇〇	無	堺市中附洲新田に住宅地一、一〇〇坪を有し住宅二戸を建築したる外は目下土工中 南附洲新田に五、七〇〇坪の土地を有するも未だ工事に着手せず 東成郡敷津村南加賀屋に一、一七、〇〇〇坪の住宅及工場地を有するも未工事のみ、住宅經營はなさざる豫定
南大阪土地株式會社	大正五年十二月	五〇〇,〇〇〇 三三〇,〇〇〇	無	

社名	設立年月	拂込本額金	年最配當近	經營の概要
帝國信託株式會社	「阪急沿線」の項記載			南濱寺に二六、〇〇〇坪の住宅地有するも經營準備中
大阪住宅經營株式會社	「京阪沿線」の項記載			平野線田邊町に低利資金三十七萬三千圓を以て一五二戸の住宅を建設し既に貸貸中、此敷地一五、〇〇〇坪
日本土地信託株式會社	「京阪沿線」の項記載		三分六厘	泉北郡高石町に三、八〇〇坪の田地、市外阿部野に五、〇〇〇坪の田地、全平野郷に一一、一三八坪の田地を有するも何れも工事に着手せず
阪南土地建物株式會社	大正五年八月	三,〇〇〇,〇〇〇 三〇〇,〇〇〇	三分六厘	飛田遊廓貸座敷用家屋及附近店舗の貸貸をなす敷地二二、六〇〇坪
大阪天王寺土地株式會社	大正八年八月	一,〇〇〇,〇〇〇	無	南海平野線股ヶ池附近の土地約五〇,〇〇〇坪を有するも未だ經營に着手せず
北濱寺土地株式會社	大正八年六月	一,〇〇〇,〇〇〇 二五〇,〇〇〇	無	石津川の大坂灣口所在二二、五〇〇坪は全部住宅地となす目的にて道路工事其他の施設工事に着手中 會社が土地を賣却するに當りては買手が一ヶ年間に住宅を建築するを條件とす
濱寺土地株式會社	大正七年七月	二,〇〇〇,〇〇〇 五〇〇,〇〇〇	一割	鳳街道を中心とし濱寺公園に接する地域三七、〇〇〇坪を有す敷地一五〇坪乃至二〇〇坪に延建坪五〇坪乃至七〇坪の別荘風住宅を建築し既に一〇〇坪は二萬圓乃至三萬二千圓にて賣却せり目下更に四戸建築中
南海土地建物株式會社	大正八年五月	一,五〇〇,〇〇〇 三七五,〇〇〇	無	南海支線高師ヶ濱附近の住宅地三、五〇〇坪を有す、茅海に沿う濱地にして好住宅地なり
計	七社	一〇,〇〇〇,〇〇〇 五,七五〇,〇〇〇	利益配當あるもの二配當なきもの五	所有地 三三、一、三五〇坪 住宅 建築済 一、五四、四四戸（貸貸中） 建築予定 二、七五、〇〇戸（賣却済）

土地建物會計		五八
資本金額	二六二、六二五、〇〇〇圓	
拂込金額	一、二六、二〇五、一三〇圓	
利益配當有るもの	一九	
利益配當無きもの	三九	
電鐵會社兼營のもの	二	
個人經營のもの	三	
所有地	七七、三六、四五〇坪	
共有地	二〇、八〇〇坪	
借入地	二〇、〇〇〇坪	
埋立地	三一九、〇〇〇坪	
信託地	三一〇、〇〇〇坪	
住宅地	二、七三四坪	
建築済	一、五三一坪	
建築中	一、二〇三坪	
建築豫定	九三七坪	
外にアパートメント、ハウス	四、八六〇坪	
	二	

尙此内には前掲の如く阪神急行電鐵北大阪電鐵元伊藤九郎兵衛氏經營地阿部元太郎氏經營地古川榮吉氏經營地及その經營の住宅は之を含んでゐるがその資本金は含んで居ないから此等の五者の經營せる土地及住宅を右の中から控除すると左の通りになる。

所有地	七、〇四一、九五〇坪
共有地	二〇、八〇〇坪
借入地	二〇、〇〇〇坪
埋立地	三一九、〇〇〇坪
信託地	三一〇、〇〇〇坪
住宅地	一、九一七坪
建築済	一、四二五坪
建築中	四九二坪
建築豫定	九一五坪
外にアパートメント、ハウス	四、五九五坪
	二

各會社所有地の中既に住宅用地として造成されたものも可なり多いであらうが全部の實際を踏査しないからそれが何程であるかを知ることが出来ない。土工中とか

經營中とかの答は極めて漠たるもので一方に於ては何等の工事を要せずして直に建築をなし得る状態にあるものもあり他方工事中といつた所で海面埋立中のものもあるといふ有様である。殊に土地の種別工事の性質範圍等につき明答を得ることが困難であつたから此等の數字に表すことが出来ないのを遺憾とする。

三 結 論

右の如く資本金二億六千二百萬圓その拂込額一億二千六百萬圓の巨額に達して居る。けれども大体に於て所期の目的に向つて進んで居るものは少い大部分は廣漠たる土地と大資本とを擁して茫然形勢を觀望して居る。

住宅の建築は殆んど總ての會社の主要なる目的の中に掲げられて居るけれども建築費及建築中を合して二、八三二戸に過ぎない。而もその半數は本市轉貸の低利資金に依つたものであるから會社本來の經營としては實に微々たるもので單に所有土地の値上策として行ふにすぎない様に見ゆる。

建築豫定の住宅數は四、六〇〇戸に達するけれども之は單な計畫又は考に過ぎないから多くを期待することは出来なう。

斯くの如く土地及建物の二つながら其の經營の見るべきもの誠に少く只此種會社の設立は土地の所有權の大資本のもとに包含し地價の昂騰を齎したに過ぎない。

四 本市並本市接續町村に於ける

工業々態別工場及職工數調査

(大正十一年四月一日現在)

目次

一	職工百名以上雇傭工場名	一
一	一 纖維及染織工業工場	一
一	A. 本市に在るもの	一
二	B. 本市接續町村に在るもの	二
二	二 機械工業工場	四
二	A. 本市に在るもの	四
六	B. 本市接續町村に在るもの	六
七	三 化學工業工場	七
七	A. 本市に在るもの	七
七	B. 本市接續町村に在るもの	七
九	四 飲食物工業工場	九
九	A. 本市に在るもの	九
一〇	B. 本市接續町村に在るもの	一〇
二	五 雜工業工場	二
二	A. 本市に在るもの	二
二	B. 本市接續町村に在るもの	二
三	六 本市に在るもの	三

工業調査報告書
 本市工業調査報告書
 昭和二十一年

六 特種工業工場：……………三

 A. 本市に在るもの……………三

二 職工百名以上雇傭工場數及職工數……………四

三 職工百名以上雇傭工場及職工各區分布狀態……………四

四 職工百名以上雇傭工場數及職工數増減比較……………五

 A. 大正十年十月との比較……………五

 B. 大正十年四月との比較……………七

五 工場法適用工場數及職工數……………八

六 工場法適用工場數及職工數増減比較……………三

 A. 大正十年十月との比較……………三

 B. 大正十年四月との比較……………三

七 百名以上雇傭工場及職工數増減比較表……………三

一 職工百名以上雇傭工場名

一 纖維及染職工業工場

A 本市に在るもの

工場名	職工數		所在地
	男	女	
東洋紡織株式會社三軒家工場	八五	三、〇〇〇	西區三軒家上ノ町五五一
東京毛織株式會社	九	三三	同 泉尾町六一〇
山本紡織所	七〇	二九	同 千島町一八
東洋紡織株式會社四貫島工場	三三	三、二二	同 四貫島町外一
東洋紡織株式會社松島織布工場	二四	七	同 松島町三丁目一
大日本紡織株式會社柳津工場	六〇	二、三三	南區久保吉町一二四六
大阪合同紡織株式會社今宮支店	五	二、二	同 南高岸町八四四
大阪合同紡織株式會社天滿工場	六六	二、六六	北區天神橋筋東二丁目四九
四松莫大小株式會社	三	一、〇	同 西權現町一二〇六
寺阪莫大小株式會社	三	一、〇	同 本庄橋道町一三九ノ一
株式會社濱谷帽子製造所	七	一、〇	同 天滿橋筋六丁目一三一
天滿紡織株式會社天滿工場	三五	一、〇	同 天滿橋筋四丁目二三三

B 本市接續町村に在るもの

工場名	職工		計數	所在地
	男	女		
大日本紡績株式會社福島工場	五四四	二四七〇	三、〇一四	北區下福島一丁目外九八
大福紡績株式會社	三三〇	九七九	一、二六九	同 福島一丁目外七二
株式會社高橋製帽所	一六三	六六	二二九	同 善源寺町二二四
株式會社高瀬染工場	一六	二六	四二	同 澤上江町二〇四
石井莫大小製造所	二四	九六	一二〇	同 天滿橋筋五丁目一五二
鐘淵紡績株式會社大阪支店	四六〇	一、七四	二、二〇四	東成郡城東村大字鳴野三〇〇
株式會社松岡紡績所	九	七二	八一	同 江町大字蒲生三四〇
天滿織物株式會社城北工場	三三	八三	一一六	同 城北村大字毛馬一五四
鐘淵紡績株式會社澁川工場	三九	六	四五	同 城北村大字友淵一二三
株式會社川北電氣製作所	九四九	一〇	九五九	同 江町大字今福一九九
山發莫大小株式會社	七六	二七	一〇三	同 鶴橋町大字東小橋五八
毛斯給紡績株式會社	六六	三、五五	三、八三	西成郡中津町光立寺一〇八

大阪毛織株式會社	三六八	七四	一、〇五	同 豐崎町北長柄一二八
合資會社田村友禪工場	一一〇	三〇	一四〇	同 豐崎町本庄一六三
合資會社稻畑染工場	三五	七六	一一一	同 豐崎町本庄一四七
日本莫大小株式會社	九	一八	二七	同 豐洲町浦江二一七ノ五
合名會社市居染色工場	一六七	三	一七〇	同 豐崎町川崎二四
齋藤糸屑再製工場	六	九	一五	同 豐洲町浦江一七四
大阪護謨底尼袋株式會社	五	六	一一	同 豐崎町南濱一九二
大阪染工合資會社	三〇五	六	三一	同 豐崎町川崎二七
共立紡績株式會社	五	七	一二	同 豐洲町浦江五七三
合名會社林染工場	九〇	一〇	一〇〇	同 豐洲町浦江二九二
丸松合資會社海老江工場	五	一〇	一五	同 豐洲町海老江一四九
大德合資會社	三〇	一四	四四	同 豐洲町浦江三三二
金貨莫大小株式會社	三	二五	二八	同 豐洲町浦江三二五
村上莫大小工場	一五	一五	三〇	同 豐洲町海老江一〇二九
内外綿株式會社第一紡績工場	一一〇	一〇	一二〇	同 傳法町南三丁目二〇〇
東洋紡績株式會社西成工場	一三七	六八	二〇五	同 傳法町南三丁目一三三
帝國製麻株式會社大阪製品工場	三八	五七	九五	同 傳法町北一丁目一七一
大日本紡績株式會社津守工場	三、八九	九三	三、八七	同 津守村五二七
磯原毛織株式會社	五〇	三三〇	三八〇	同 今宮町梅通三丁目一六八

工場名	職工		所在地
	男	女	
合同紡織株式会社工場	二五	六七	北區粉濱村番外八四
計	二五	六七	

二 機械工業工場
A 本市に在るもの

工場名	職工		所在地
	男	女	
大阪陸軍兵器支廠	一六	九	東區島橋町一
大阪砲兵工廠	五、三三	三〇	同 杉山町二
實用自動車製造株式会社	一六	二	西區南恩加島町一ノ一
小野造船所	三六	一	同 中口町一五三
藤永田造船所	六九	一〇	同 新炭屋町一八七
株式会社大阪鐵工所	四八	三	同 舟町
尼ヶ崎造船所	一〇	一	同 新炭屋町一五六
大阪製鐵株式会社	三三	一	同 南恩加島町
大阪金鋼合名会社	九	一	同 泉尾町五三一
計	二〇	二〇	

豐田式織機株式会社	四四	三	四九	東區泉尾町一
株式会社日本鑄鋼所	一五	三	一七	同 千島町三八三
合資会社栗本鐵工所	三三	五	四七	同 新炭屋町七七
株式会社足田鐵工所	九	三	一〇	同 新炭屋町一六七
久保田鐵工所	一三	一	一四	同 南恩加島町一
岡田鐵工所	二七	一〇	二七	同 新池田町五
相澤造船所	三六	一	三六	同 石田町三一
大阪鐵板製造株式会社	三六	七	三九	同 櫻島町
株式會社山中商店春日出製煉所	二七	七	三四	同 春日出町一六ノ三
大阪鐵工所櫻島工場	二九	七	三六	同 櫻島町
住友製鋼所	一、五九	元	一、六八	同 島屋町二四九
住友電線製造所	一、三三	三〇	一、四三	同 恩賞島南町六〇
日本紡織工業株式会社	二六	三	二九	同 西九條下之町一〇五
大阪製鐵所	二五	三	二八	同 春日出町二三
汽車製造株式会社	一、四九	七	一、五八	同 島屋町四〇六
株式會社森田製作所	二五	二	二七	同 池山町四
横河橋梁製作所大阪工場	元九	六	一五	同 南境川町八六
中島三工所	一三	一	一四	同 九條通二丁目四〇
株式會社田中機械製作所	一七	一	一八	同 市岡町八五五
計	一七	一	一八	

工場名	職工		所在地
	男	女	
大阪自轉車製造株式會社	107	2	西區九條通二丁目五二
原田造船株式會社	23	2	南區木津川三丁目二〇
河野製作所	22	2	同 反物町一三三二
關西鑄鐵所	22	0	同 反物町一三三四
久保田鐵工所	20	0	同 北高岸町八四六
株式會社羽室鑄鋼所	15	0	北區天滿橋筋西一丁目二五二
株式會社羽室鑄鋼所	12	0	同 樋ノ口下ノ町一五四
株式會社安田鐵工所	12	1	同上福島北一丁目五五
住友伸銅合資會社	11	0	同 安治川上遊一丁目二二
帝國製鐵株式會社	11	0	同 西野田江成町三二八
北村製鋼株式會社	10	0	同 大開町九二六
安治川鐵工所	7	0	同 北安治川通一丁目甲二八
造幣局	6	0	同 新川崎町
計	107	10	76

B 本市接續町村に在るもの

工場名	職工		所在地
	男	女	
山階鐵工所	10	5	東成郡中本町大字中通三八四
發動機製造株式會社	10	2	西成郡豐洲町大仁六三
株式會社大阪機械工作所	6	2	同 豐崎町南濱二二四ノ二
廣谷鑄工所	5	4	同 中津町光立寺二八八
三平株式會社	3	1	同 豐崎町北長柄一〇一
高木清金屬品工場	3	1	同 豐洲町浦江一三六
日本橋梁株式會社	3	0	同 豐崎町南長柄一四八
大阪電球株式會社	2	1	同 豐洲町大仁七〇
芦田工業所	2	0	同 豐洲町大仁一一三
自轉車把手工場	2	0	同 今宮町東四條三ノ七三三
車輛修繕工場	2	0	同 今宮町吉田六〇一
藤永田造船造船機部	2	0	同 敷津村大字加賀屋
合資會社村尾造船所	2	0	同 敷津村大字加賀屋
計	107	10	107

三化學工業工場

A 本市に在るもの

工場名	職工		所在地
	男	女	
森下第一製薬工場	八	三	東區玉堀町五四三
日の丸電線護謨工業株式会社	二七	四	同 北區分町六〇五
大阪窯業株式会社	二八	五	西區南恩加島町七四
日本染料製造株式会社	三三	一	同 春日出町一九九ノ二
大阪合密工業株式会社	一七	一	同 川岸町一四
合資会社丸二製場所	二二	三	同 西野田上ノ町一〇〇
中山太陽堂	一〇〇	四〇〇	南區水崎町六九〇
中央燐寸株式会社今宮工場	七	三〇〇	同 惠美須町三丁目一
中央燐寸株式会社日本橋工場	七	三〇〇	同 日本橋東一丁目三四八
株式会社平尾贊平商會	三	二七	同 天王寺大道四丁目三五三〇
桃谷順天館大阪工場	三	三〇	同 畿谷仲之町四〇
辛酉工業株式会社	九	一〇	同 北區町九五八
辛酉工業株式会社	九	一〇	同 下寺町四丁目四五六九
品川白煉瓦株式会社支店	一三	一〇	同 水津三島町一〇三二
三好硝子製造所	一七	一五	同 難波西園手町一〇三〇
大阪硝子製造所	一五	一四	同 難波稻荷町一丁目一〇〇四
藤澤製造工場	五	一〇〇	北區天神橋筋西二丁目九三

B 本市接續町村に在るもの

工場名	職工		所在地
	男	女	
山爲硝子製造所	二五	六	北區興力町二丁目四一七
徳永硝子製造所	三〇	四	同 興力町一丁目四三〇
日本アスベスト株式会社	三	九	同 下福島五丁目一六八
堀口硝子製造所	一五	七	同 西野田吉野東町四五〇
西成製紙株式会社	一四	七	同 西野田大開町外一二八二
楠津製油株式会社	一四	一	同 安井町外一六
王子製紙株式会社大阪分工場	一〇	一	同 善源寺町二五〇
株式会社大阪製場所	三〇	一	同 西野田新家東ノ町一〇三八
日本エナメル株式会社	二七	三	東成郡江江町大字新喜多二〇三
島田硝子製造所	三六	八	同 豊洲町海老江四五四
ライシクサン石油株式会社	三	九	同 中本町大字中濱四二八
陸田護謨工場	四	三	同 中本町大字本庄一七九
日東石鹼株式会社	三	一〇〇	同 鶴橋町大字東小橋二九
藤田礦業株式会社	二	二	西成郡豊崎町南長柄一六五ノ二

四 飲食物工業工場

工場名	職工		所在地
	男	女	
粟津硝子工場	三七	三	西成郡豊崎町本庄一〇一三
岡本硝子工場	三七	三	同 中津町下三番二二
東洋製紙株式会社	二〇八	三〇	同 豊崎町北長柄二二四
日本ペイント製造株式会社	二六	五	同 豊洲町浦江一二五
大日本製薬株式会社	一〇六	五	同 豊洲町海老江一一五〇
堀野美商店製薬工場	三	六	同 豊洲町海老江四六五
角一護護合資会社	三〇	三	同 豊洲町浦江四三五
山銀硝子製造所	二二	七	同 豊崎町本庄一〇一三
ラサ島硝子株式会社	二二	六	同 豊崎町本庄一〇一三
日本亞鉛株式会社	三三	一	同 傳法町南二丁目
丹平商會製薬工場	一	二	同 今宮町北神合六〇七
大阪木津川セメント株式会社	三三	一	同 津守町三〇六
伊東硝子工場	三三	一	同 今宮町大字木津四〇七
アスベスト製造工場	七	三	同 今宮町字西川代田六〇一

五 雑工業工場

工場名	職工		所在地
	男	女	
大日本製糖株式会社	二九	二	東成郡城北村大字友淵一二一
森永製菓株式会社	六	三	西成郡豊洲町大仁一八一

B 本市接續町村に在るもの			
工場名	職工		所在地
	男	女	
浦水港製糖株式会社	一七	三	西成郡野田下ノ町六一
大阪陸軍糧秣支廠	六	三	同 天保町二〇
冷蔵製豆腐株式会社	六	三	南區木津敷津町九八八
大阪地方専賣局	五〇	一〇九	同 難波河原町
日本冷蔵株式会社	一六	二四	北區東野田町九丁目二一〇
大阪地方専賣局佐藤町分工場	六	三九	同 佐藤町一

A 本市に在るもの			
工場名	職工		所在地
	男	女	
浦水港製糖株式会社	一七	三	西成郡野田下ノ町六一
大阪陸軍糧秣支廠	六	三	同 天保町二〇
冷蔵製豆腐株式会社	六	三	南區木津敷津町九八八
大阪地方専賣局	五〇	一〇九	同 難波河原町
日本冷蔵株式会社	一六	二四	北區東野田町九丁目二一〇
大阪地方専賣局佐藤町分工場	六	三九	同 佐藤町一

A 本市に在るもの

工場名	職		計	所在地
	男	女		
大阪陸軍被服支廠	103	63	166	東區法圓阪町
日本印刷製本株式會社	7	26	33	西區阿波座二番町一
大阪帶革製造所	13	3	16	同 西野田上ノ町一〇〇
新田帶皮製造所	50	3	53	南區久保吉町二二八〇
大阪書籍株式會社	10	6	16	同 芦原町八八
日本精版印刷株式會社	26	6	32	同 達阪下之町四五二九
日本皮革株式會社大阪工場	10	6	16	同 船出町八二二
日本皮革株式會社	15	2	17	同 船出町一一三七
派速印刷株式會社	8	2	10	同 西區町一番地ノ二〇ノ甲ノ二
中田印刷所	8	1	9	同 安堂寺橋通四上目五五
東洋製靴場	5	2	7	同 馬淵町三〇八
森川印刷工場	10	2	12	北區梅田町三六一
時事新報社大阪支店	18	2	20	同 曾根崎上四丁目二三二
株式會社朝日新聞社	16	2	18	同 中之島三丁目三
谷口印刷工場	17	2	19	同 堂島裏三丁目一五

六 特種工業工場
A 本市に在るもの

工場名	職		計	所在地
	男	女		
共同建材製作所	10	4	14	北區大開町九四六
大阪毎日新聞社	10	4	14	同 堂島裏町
株式會社宮林密會	15	1	16	東區宮林町五
宇治川電氣株式會社	13	1	14	西區南區崎町三二
大阪電燈株式會社春日出渡電所	15	1	16	同 安治川通四丁目
大阪瓦斯株式會社岩崎工場	13	1	14	同 岩崎町二三
阪根商店伸銅所	18	2	20	南區難波徳川四丁目一三六三
佐渡島製銅所	6	2	8	同 難波東圓手町八一八
大阪電氣分銅株式會社	13	2	15	北區天橋橋西二丁目外五七一
三菱鑛業株式會社大阪製煉所	16	2	18	同 新川崎町一
大阪電燈株式會社安治川製電所	11	1	12	同 安治川上通二丁目一七
大阪電燈株式會社	10	1	11	同 中之島五丁目六〇
増田伸銅所	14	1	15	同 玉江町二丁目一

二 職工百名以上雇傭工場數及職工數

業態別	所在	工場數		職工數	
		計	男工	計	女工
纖維及染織工業	市接續町村內	七	四	四,八〇〇	一五,四四四
機械工業	市接續町村內	二	四	一〇,〇〇〇	一四,九一九
化學工業	市接續町村內	三	四	二七,〇〇〇	一四,九三二
飲食物工業	市接續町村內	六	一	一七,〇〇〇	一,九二四
雜工業	市接續町村內	二	二	三,〇〇〇	一,〇〇〇
特種工業	市接續町村內	二	二	一,〇〇〇	一,〇〇〇
合計		二七	一八	一〇〇,〇〇〇	一七三,〇〇〇

三 職工百名以上雇傭工場及職工各區分布狀態

四 職工百名以上雇傭工場數及職工數增減比較

A 大正十年十月一日現在との比較

業態別	工場及職工數	所在		計	東成郡	西成郡	計	合計
		區	市					
纖維染織工業	一	東區	一	一	一	一	一	一
機械工業	二	東區	二	二	二	二	二	二
化學工業	二	東區	二	二	二	二	二	二
飲食物工業	一	東區	一	一	一	一	一	一
雜工業	一	東區	一	一	一	一	一	一
特種工業	一	東區	一	一	一	一	一	一
合計	六	東區	六	六	六	六	六	六

業 態 別	調 査 日 時	所 在	工場敷及 職工敷	工場敷		男工敷		女工敷		合 計	
				増	減	増	減	増	減	増	減
織維染色工業	大正十年十月一日現在	市	三三〇			四、四三〇		一、四、三三〇			
	大正十一年四月一日現在	市	三〇七	△	六三	四、八三三		一、五、四四四		一、一、一一一	
	大正十一年四月一日現在	市	三〇七			四、八三三		一、五、四四四		一、一、一一一	
機械工業	大正十年十月一日現在	市	三三〇			一、七、五九七		一、七、五九七			
	大正十一年四月一日現在	市	三〇七	△	二三	一、七、五九七		一、七、五九七			
	大正十一年四月一日現在	市	三〇七			一、七、五九七		一、七、五九七			
化學工業	大正十年十月一日現在	市	二二八			三、一、八〇五		三、一、八〇五			
	大正十一年四月一日現在	市	二二八			三、一、八〇五		三、一、八〇五			
	大正十一年四月一日現在	市	二二八			三、一、八〇五		三、一、八〇五			

B 大正十年四月一日現在との比較

備考 表中増減ノ際ニ於テ△印ヲ附シタルハ減少數ヲ示スモノナリ

合 計	調 査 日 時	所 在	工場敷及 職工敷	工場敷		男工敷		女工敷		合 計	
				増	減	増	減	増	減	増	減
合 計	大正十一年四月一日現在	市	一、一、四三三			一、一、四三三		一、一、四三三			
	大正十年十月一日現在	市	一、一、四三三			一、一、四三三		一、一、四三三			
	大正十一年四月一日現在	市	一、一、四三三			一、一、四三三		一、一、四三三			

業 態 別	調 査 日 時	所 在	工場敷及 職工敷	工場敷		男工敷		女工敷		合 計	
				増	減	増	減	増	減	増	減
織維染色工業	大正十年十月一日現在	市	三三六			四、五九九		一、四、八八三			
	大正十一年四月一日現在	市	三三六			四、五九九		一、四、八八三			
	大正十一年四月一日現在	市	三三六			四、五九九		一、四、八八三			
機械工業	大正十年十月一日現在	市	三三六			一、九、九七		一、九、九七			
	大正十一年四月一日現在	市	三三六			一、九、九七		一、九、九七			
	大正十一年四月一日現在	市	三三六			一、九、九七		一、九、九七			
化學工業	大正十年十月一日現在	市	二二八			三、一、八〇五		三、一、八〇五			
	大正十一年四月一日現在	市	二二八			三、一、八〇五		三、一、八〇五			
	大正十一年四月一日現在	市	二二八			三、一、八〇五		三、一、八〇五			
飲食物工業	大正十年十月一日現在	市	二二八			二、八四九		二、八四九			
	大正十一年四月一日現在	市	二二八			二、八四九		二、八四九			
	大正十一年四月一日現在	市	二二八			二、八四九		二、八四九			
雜工業	大正十年十月一日現在	市	二二八			三、一、八〇五		三、一、八〇五			
	大正十一年四月一日現在	市	二二八			三、一、八〇五		三、一、八〇五			
	大正十一年四月一日現在	市	二二八			三、一、八〇五		三、一、八〇五			
特種工業	大正十年十月一日現在	市	二二八			二、四七五		二、四七五			
	大正十一年四月一日現在	市	二二八			二、四七五		二、四七五			
	大正十一年四月一日現在	市	二二八			二、四七五		二、四七五			

六 工場法適用工場數及職工數増減比較
A. 大正十年十月一日現在との比較

計	業工種特	業 工 雜										
	金 瓦 電 關 斯 氣 精 煉 業 業 業	雜 計	王 石 牙 骨 介 甲 角 製 品 業	羽 毛 製 品 業	皮 革 製 品 業	紙 製 品 業	印 刷 製 本 業	木 竹 莖 製 品 業	三	九	七	五
三	三	三	六	三〇七	二五	元	一	六	三	三	九	五
二,三二一	1,002	三	1,111	七,七〇五	一,一八九	三六八	二〇	五九九	三三	三三	三,五八	一,〇五八
一五四	九	三	七	二,九二	六七	一八	三三	二九九	三六	七	七	一,〇一
二,五三五	一,〇八八	三	一,〇五八	九,七六四	一,八六一	五五五	六四九	七三	五〇	四,二七	一,一九七	

計	業 工 物 食 飲	業 工 學	業 態 別	工 場 數	男	工 女	工 計									
	雜 業	雜 業						化 粧 品 製 造 業	石 鹼 及 蠟 燭 製 造 業	染 料 塗 料 製 造 業	製 油 及 製 蠟 業	發 火 物 製 造 業	護 謨 製 造 業	人 造 肥 料 製 造 業		
五	八	七	四	九	三	四	七	五八	三	四	五	二	三	六	一	五
一,一四	一四	九	四	四	一,二八	三三	一,二六	一,三八九	三	四	五	二	三	六	一,〇〇八	二,五
六〇一	五	九	三	四	一,〇〇六	五	一,〇〇六	五,九一九	八	三	七	三	三	三	一,一七五	一,四二八
一,七四五	二,五	一,三	七	八	二,四四	七	二,四四	一九,七七八	一	二	三	三	三	三	七,〇〇	一,四二八

業態別	調査日時	工場数	増減	男工数	増減	女工数	増減	合計	増減
機械工業	大正十一年四月一日現在	1,082	169	3,041	△6,463	3,911	△899	3,041	△7,362
化学工業	大正十一年四月一日現在	58	△1	1,407	△224	5,610	309	1,978	95
飲食物工業	大正十一年四月一日現在	35	9	1,138	△1,174	3,011	△2,141	5,169	△3,265
雑工業	大正十一年四月一日現在	37	3	7,334	△1,744	6,101	△2,141	11,435	△1,565
特種工業	大正十一年四月一日現在	3	3	2,111	△238	2,991	△1,600	2,349	△20
合計	大正十一年四月一日現在	2,205	264	7,931	△5,922	17,663	△6,997	22,489	△12,388

業態別	調査日時	工場数	増減	男工数	増減	女工数	増減	合計	増減
機械工業	大正十一年四月一日現在	1,082	△9	3,041	△74	3,911	△97	4,084	△563
化学工業	大正十一年四月一日現在	58	△5	1,407	△33	5,610	△99	4,054	△554
飲食物工業	大正十一年四月一日現在	35	△2	1,138	△33	3,011	△39	4,179	△490
雑工業	大正十一年四月一日現在	37	△1	7,334	△62	6,101	△73	13,435	△1,265
特種工業	大正十一年四月一日現在	3	△2	2,111	△19	2,991	△101	5,102	△40
合計	大正十一年四月一日現在	2,205	△20	7,931	△228	17,663	△485	22,744	△1,744

B. 大正十一年四月一日現在との比較

備考—表中増減ノ欄ニ於テ△印ヲ付シタルハ減少數ヲ示スモノナリ

業態別	調査日時	工場数	増減	男工数	増減	女工数	増減	合計	増減
繊維及染織工業	大正十一年四月一日現在	35	5	10,577	1,655	3,977	△188	14,554	△1,655

社會問題巡回講演會

第一回

(五月十五日九條市民殿)

演題	講師	師
工場保健問題	法學士 齋藤彌生	齋藤彌生
職業の選擇	少年職業相談所主任 稻葉幹一	稻葉幹一
労働者の住宅問題	大阪市主事 酒井利男	酒井利男

第二回

(六月十七日市立兒童相談所)

演題	講師	師
乳汁と小兒の發育	市立乳兒院主任 三野登	三野登
遺傳に就て	市立産院主任 余田忠吾	余田忠吾

爾後毎月一回開催

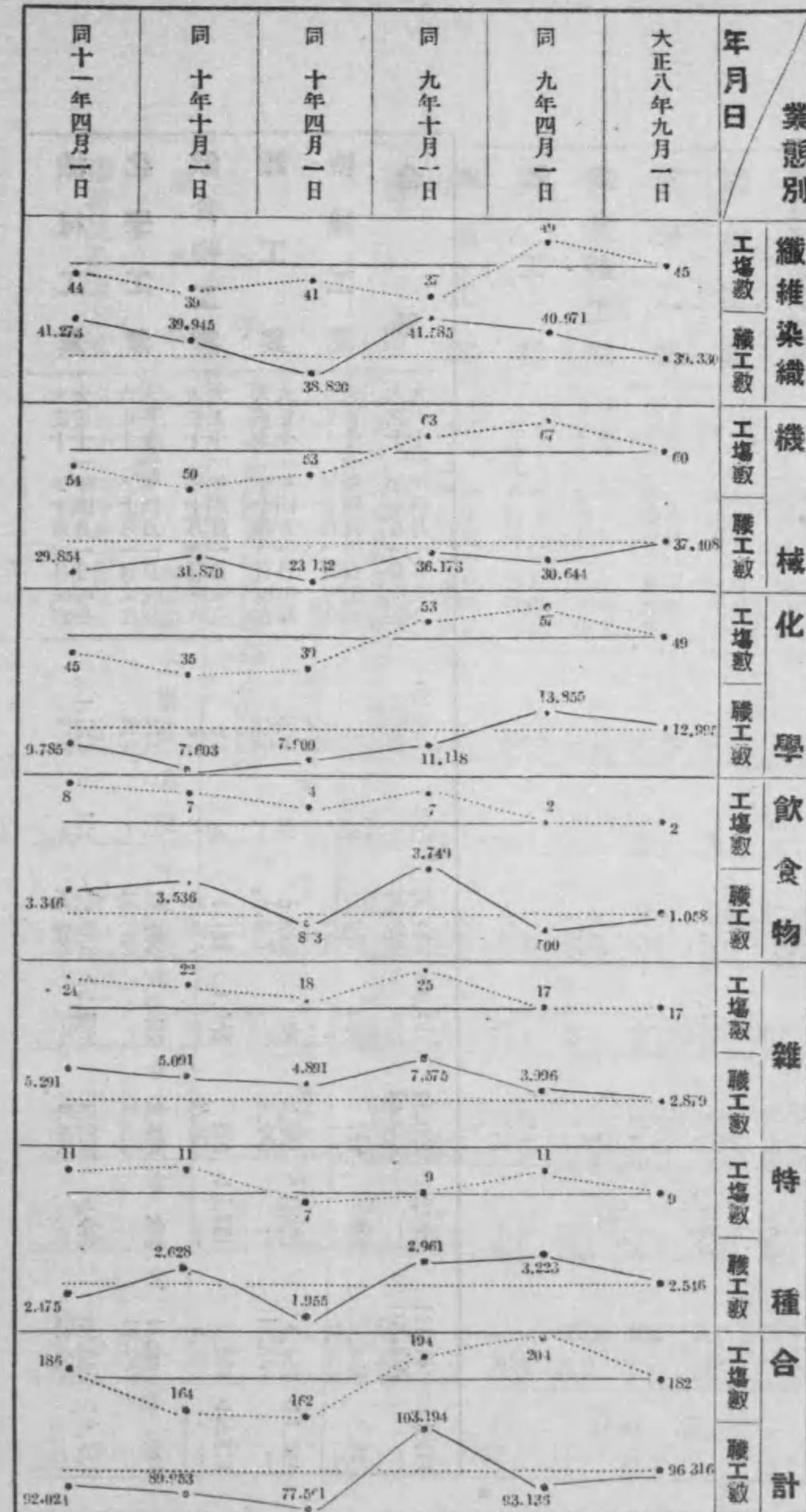
講師派遣

現代文化生活と婦人	法學士 齋藤彌生	築港婦人會 (6.10)
労働能率問題	經濟學士 宇治伊之助	藤井改進堂 (6.10)
労働者の趣味の選擇	少年職業相談所員 大西孝美	大日本紡織津守工場 (6.15)
精神修養	市民館主事 友谷常三郎	森永製菓株式會社 (6.17)
米とおから	少年職業相談所主任 稻葉幹一	西松メヨス株式會社 (6.15)
労働者の自覺	市民館長 志賀志那人	大阪地方專賣局 (6.19)
現代婦人と職業問題	法學士 齋藤彌生	大阪地方專賣局 (6.20)
吾人の覺悟	市立兒童相談所員 島村保徳	大阪陸軍糧秣支廠 (6.29)

御希望により招聘に應ず

大阪市社會部

七百名以上雇傭工場及職工數増減比較表



會報

第一卷
第一號

第二號

第三號

第四號

第五號

大正十一年七月二十八日印刷
大正十一年七月二十九日發行

大阪市役所社會部調查課

印刷者 瀨 戶 清 次 郎

印刷所 合資會社一成舍

電話土佐堀一五〇八番

145
27

14.5
27

12.8.7

終